

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 人事行政の運営等の状況の公表 ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 保安林の指定予定 ○ 道路の区域変更 ○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分 【公 告】 ○ 土地改良区清算人の就職届 ○ 建設業の営業の停止命令 ○ 公共測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " " ○ " " ○ " " ○ 【公立大学法人岡山県立大学】 令和二年度財務諸表の公告 【地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター】	○ 人事課 ○ 環境管理課 ○ 治山課 ○ 道路整備課 ○ 港湾課 耕地課 監理課 " " 建築指導課 公立大学法人岡山 県立大学	○ 令和二年度財務諸表の公告	
		地方独立行政法人 岡山県精神科医療 センター	

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

◎岡山県告示第五百二号

岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年岡山県条例第六号）
第六条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

人事行政の運営等の状況

岡 山 県

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

目 次

一 人事行政の運営の状況

1 職員数に関する状況	1
2 職員の給与の状況	22
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	36
4 職員の休業の状況	38
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	43
6 職員のサービスの状況	43
7 職員の研修及び人事評価の状況	44
8 職員の退職管理の状況	46
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	48
10 その他	49
(別紙1) 特殊勤務手当の状況	50
(別紙2) 特別休暇の概要	60
(別紙3) 早期退職に係る募集実施要項	67

二 令和2年度における岡山県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	81
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	85
3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	89
4 不利益処分に関する審査請求の状況	89

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

一 人事行政の運営の状況

1 職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和3年		
福祉関係を 除く一般行 政部門	議 会	人 32	人 32	人	
	総 務	627	626	△1	事務の統廃合縮小
	税 務	225	221	△4	育休代替任期付職員の減少
	労 働	75	71	△4	事務の統廃合縮小
	農 水	953	935	△18	災害復旧・復興業務の縮小
	商 工	179	179		
	土 木	824	813	△11	災害復旧・復興業務の縮小
	小 計	2,915	2,877	△38	
福祉関係	民 生	369	370	1	業務推進
	衛 生	560	609	49	新型コロナウイルス感染症への対応
	小 計	929	979	50	
一 般 行 政 計		3,844	3,856	12	
特別行政	教 育	12,406	13,005	599	臨時的任用職員の任用適正化
	警 察	4,058	4,056	△2	欠員不補充
	小 計	16,464	17,061	597	
公営企業等	病 院	0	0		
	下 水 道	8	8		
	そ の 他	126	125	△1	事務の統廃合縮小
	小 計	134	133	△1	
合 計		20,442	21,050	608	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(注2) 短時間勤務職員を除く。ただし、「(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数」には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含めている。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(2) 会計年度任用職員（短時間勤務を除く）の部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和3年		
福祉関係を 除く一般行 政部門	議 会	人 0	人 0	人	
	総 務	27	24	△3	事務の統廃合縮小
	税 務	7	8	1	業務推進
	労 働	0	0		
	農 水	13	20	7	業務推進
	商 工	0	0		
	土 木	31	30	△1	事務の統廃合縮小
	小 計	78	82	4	
福祉関係	民 生	12	4	△8	事務の統廃合縮小
	衛 生	7	12	5	業務推進
	小 計	19	16	△3	
一 般 行 政 計		97	98	1	
特別行政	教 育	83	79	△4	事務の統廃合縮小
	警 察	21	20	△1	事務の統廃合縮小
	小 計	104	99	△5	
公営企業等	病 院	0	0		
	下 水 道	0	0		
	そ の 他	8	8		
	小 計	8	8		
合 計		209	205	△4	

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和3年4月1日現在)

①知事部局

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	476 (0) (77)	13.3%	主事 技師 学芸員	315 160 1	476 (0) (77)	13.3%	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	332 (6) (11)	9.3%	主事 技師	197 135	332 (6) (11)	9.3%	主事 ^{高度} 級
3級	主任の職務	711 (192) (1)	19.9%	総括主任 主任 学芸員 准教授	18 691 1 1	711 (192) (1)	19.9%	主任級
4級	主幹の職務	491 (0) (0)	13.7%	総括主幹 主幹 課長補佐 教授	22 465 1 3	491 (0) (0)	13.7%	主幹級
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	1,039 (0) (0)	29.1%	総括副参事 副参事 課長 副課長 課長補佐 室長 主幹 副校長 教頭 所長 次長 副館長 主任学芸員 教授	296 683 36 4 2 3 3 1 1 1 2 1 2 4	1,039 (0) (0)	29.1%	副参事級
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	406 (0) (0)	11.4%	課長 副課長 課長代理 総括参事 参事 室長 室長代理 地域農林水産事業部長 地域建設部長 部長 次長 副部長 校長 副校長 所長 副所長	98 21 2 133 66 10 1 6 6 2 18 18 5 3 16 1	406 (0) (0)	11.4%	課長級
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	71 (0) (0)	2.0%	課長 室長 参与 所長 部長 場長 次長 副管理者 管理者	43 2 3 3 12 1 5 1 1	71 (0) (0)	2.0%	困難課長級

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

8 級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機 関の長の職務 困難な業務を所掌する 参与の職務	28 (0) (1)	0.8%	次長	11	28 (0) (1)	0.8%	次長級
				所長	4			
				参与	3			
				局長	2			
				センター長	1			
				政策推進監	1			
				地域活性化推進監	1			
				文化スポーツ振興監	1			
				新型コロナウイルス感染症対策監	1			
				産業戦略監	1			
				食農政策企画監	1			
				技術総括監	1			
9 級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先 機関の長の職務 理事の職務	18 (0) (0)	0.5%	部長	7	18 (0) (0)	0.5%	部長級
				局長	8			
				危機管理監	1			
				知事室長	1			
				所長	1			
	合計	3,572 (198) (90)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用，下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	7 (0) (1)	3.2%	技師	7	7 (0) (1)	3.2%	技師級
2級	研究所の研究員の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	92 (17) (0)	42.0%	研究員	53	92 (17) (0)	42.0%	研究員級
				技師	39			
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	92 (0) (0)	42.0%	室長	4	92 (0) (0)	42.0%	専門研究員級
				専門研究員	88			
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務 特別研究員の職務	22 (0) (0)	10.0%	所長	2	22 (0) (0)	10.0%	特別研究員級
				副所長	4			
				参事	1			
				総括研究員	1			
				特別企画専門員	4			
				特別研究員	10			
5級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務	6 (0) (0)	2.7%	所長	3	6 (0) (0)	2.7%	困難所長級
				副所長	1			
				次長	2			
	合計	219 (17) (1)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	技師の職務	10 (0) (0)	41.7%	技師	10	10 (0) (0)	41.7%	技師級
2 級	保健所の課長の職務	4 (0) (0)	16.7%	主任	4	4 (0) (0)	16.7%	課長級
3 級	保健所の長の職務	6 (0) (0)	25.0%	副参事	3	6 (0) (0)	25.0%	所長級
				主幹	3			
4 級	困難な業務を所掌する保健所の長の職務	4 (0) (0)	16.7%	所長	3	4 (0) (0)	16.7%	困難所長級
				保健医療統括監	1			
	合計	24 (0) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については，上段が再任用，下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は，端数処理のため，100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	26 (0) (0)	17.2%	技師	26	26 (0) (0)	17.2%	高度技師級
3級	主任の職務	18 (0) (0)	11.9%	主任	18	18 (0) (0)	11.9%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	21 (9) (0)	13.9%	主任	21	21 (9) (0)	13.9%	困難主任級
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	65 (0) (0)	43.0%	課長	2	65 (0) (0)	43.0%	副参事級
				次長	4			
				総括副参事	4			
				副参事	37			
				主幹	18			
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	20 (0) (0)	13.2%	所長	6	20 (0) (0)	13.2%	所長級
				課長	7			
				総括参事	7			
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	1 (0) (0)	0.7%	所長	1	1 (0) (0)	0.7%	困難所長級
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
合計		151 (9) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	20 (0) (0)	17.9%	技師	20	20 (0) (0)	17.9%	技術 技師級
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	25 (0) (0)	22.3%	技師	25	25 (0) (0)	22.3%	高度 技師級
4級	主任の職務	29 (6) (0)	25.9%	主任	29	29 (6) (0)	25.9%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	27 (0) (0)	24.1%	総括副参事	10	27 (0) (0)	24.1%	副参事級
				副参事	12			
				主幹	5			
6級	保健所の課長の職務	11 (0) (0)	9.8%	課長	9	11 (0) (0)	9.8%	課長級
				総括参事	2			
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長 困難級
合計		112 (6) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

②教育委員会

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	173 (0) (0)	15.2%	主事	73	173 (0) (0)	15.2%	主事級
				司書	9			
				学芸員	0			
				事務主事	91			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	130 (11) (0)	11.4%	主事	57	130 (11) (0)	11.4%	主事級 高度
				技師	1			
				司書	2			
				学芸員	2			
3級	主任の職務	251 (20) (0)	22.1%	事務主事	68	251 (20) (0)	22.1%	主任級
				総括主任	5			
				主任	144			
				指導主事（主任）	19			
				社会教育主事（主任）	3			
				司書（主任）	10			
4級	主幹の職務	228 (0) (0)	20.1%	学芸員（主任）	1	228 (0) (0)	20.1%	主幹級
				事務主任	69			
				総括主幹	47			
				主幹	90			
				指導主事（主幹）	37			
				社会教育主事（主幹）	2			
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	256 (0) (0)	22.5%	司書（主幹）	5	256 (0) (0)	22.5%	副参事級
				学芸員（主幹）	1			
				事務主幹	46			
				総括副参事	76			
				副参事	21			
				課長	8			
				事務長	27			
				副課長	2			
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	80 (0) (0)	7.0%	指導主事（副参事）	7	80 (0) (0)	7.0%	課長級
				社会教育主事（副参事）	2			
				司書（副参事）	10			
				事務副参事	103			
				課長	5			
				室長	2			
				副課長	7			
				総括参事	6			
				参事	7			
				事務部長	36			
				部長	3			
				次長	6			
				副館長	2			
				統括学芸員	0			
				事務参事	6			

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

7 級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	14 (0) (0)	1.2%	課長	6	14 (0) (0)	1.2%	困難課長級
				所長	4			
				館長	0			
				次長	1			
				企画調整監	1			
				事務局長	2			
8 級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	4 (0) (0)	0.4%	教育次長	1	4 (0) (0)	0.4%	次長級
				学校教育推進監	1			
				所長	1			
				館長	1			
9 級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	1 (0) (0)	0.1%	教育次長	1	1 (0) (0)	0.1%	部長級
合計		1,137 (31) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用，下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

教育職（一）給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の講師，養護助教諭，実習助手又は寄宿舎指導員の職務	86 (12) (0)	2.2%	実習助手	39	86 (12) (0)	2.2%	1 級
				寄宿舎指導員	47			
2 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の教諭，養護教諭，栄養教諭，主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,460 (234) (0)	87.3%	教諭	3,199	3,460 (234) (0)	87.3%	2 級
				養護教諭	103			
				栄養教諭	11			
				主任実習助手	111			
				主任寄宿舎指導員	20			
				指導主事	16			
特 2 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	175 (0) (0)	4.4%	主幹教諭	60	175 (0) (0)	4.4%	特 2 級
				指導教諭	113			
				指導主事	2			
3 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	168 (0) (0)	4.2%	副校長	51	168 (0) (0)	4.2%	3 級
				教頭	117			
4 級	高等学校，中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	75 (5) (0)	1.9%	校長	75	75 (5) (0)	1.9%	4 級
合計		3,964 (251) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については，上段が再任用，下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は，端数処理のため，100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

教育職（二）給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1級
2級	中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	50 (0) (0)	84.7%	教諭	47	50 (0) (0)	84.7%	2級
				養護教諭	3			
特2級	中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	5 (0) (0)	8.5%	主幹教諭	2	5 (0) (0)	8.5%	特2級
				指導教諭	3			
3級	中学校の副校長又は教頭の職務	4 (1) (0)	6.8%	副校長	3	4 (1) (0)	6.8%	3級
				指導主事	1			
4級	中学校の校長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	4級
	合計	59 (1) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	高度技師級
3級	主任の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	2 (0) (0)	100.0%	主任	2	2 (0) (0)	100.0%	困難主任級
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	所長級
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難所長級
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
合計		2 (0) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技術 技師級
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	高度 技師級
4級	主任の職務	1 (0) (0)	100.0%	主任	1	1 (0) (0)	100.0%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副 参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課 長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課 長級 困難
合計		1 (0) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については，上段が再任用，下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は，端数処理のため，100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

小・中学校給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1級
2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	5,553 (255) (0)	83.5%	教諭	5,055	5,553 (255) (0)	83.5%	2級
				養護教諭	382			
				栄養教諭	96			
				指導主事	20			
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	253 (0) (0)	3.8%	主幹教諭	97	253 (0) (0)	3.8%	特2級
				指導教諭	154			
				指導主事	2			
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	443 (3) (0)	6.7%	副校長	26	443 (3) (0)	6.7%	3級
				教頭	414			
				指導主事	3			
4級	小学校又は中学校の校長の職務	401 (8) (0)	6.0%	校長	401	401 (8) (0)	6.0%	4級
	合計	6,650 (266) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

③警察本部

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	51 (0) (0)	11.5%	主事 技師	45 6	51 (0) (0)	11.5%	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	50 (0) (0)	11.3%	主任主事 主任技師	43 7	50 (0) (0)	11.3%	主事高度級
3級	主任の職務	122 (0) (0)	27.6%	係長 班長 主任	64 6 52	122 (0) (0)	27.6%	主任級
4級	主幹の職務	106 (0) (0)	24.0%	課長補佐 署長補佐 隊長補佐 課長 係長 班長	20 4 1 6 74 1	106 (0) (0)	24.0%	主幹級
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	68 (0) (0)	15.4%	課長補佐 隊長補佐 署長補佐 上席鑑定官 課長	42 3 4 2 17	68 (0) (0)	15.4%	副参事級
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	41 (2) (0)	9.3%	課長 理事官 調査官 管理官 副署長 所長 監査官	1 26 1 6 5 1 1	41 (2) (0)	9.3%	課長級
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	3 (0) (0)	0.7%	参事官	3	3 (0) (0)	0.7%	困難課長級
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1 (0) (0)	0.2%	参事官	1	1 (0) (0)	0.2%	次長級
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	0 (0) (0)	0.0%			0 (0) (0)	0.0%	部長級
	合計	442 (2) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

公安職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	366 (0) (0)	10.2%	巡査	366	366 (0) (0)	10.2%	係員級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	554 (0) (0)	15.4%	巡査長	550	554 (0) (0)	15.4%	
				巡査	4			
3級	主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	732 (0) (0)	20.4%	主任	367	732 (0) (0)	20.4%	主任級
				巡査長	365			
4級	係長の職務 専門官の職務 警察署の課長の職務 困難な業務を行う主任の職務	1,077 (3) (0)	30.0%	係長	349	1,077 (3) (0)	30.0%	係長級
				専門官	1			
				課長	2			
				主任	725			
5級	警察本部の課長補佐の職務 困難な業務を行う警察署の課長の職務 困難な業務を行う係長の職務 困難な業務を行う専門官の職務	553 (12) (0)	15.4%	課長補佐	19	553 (12) (0)	15.4%	課長補佐級
				課長	57			
				係長	407			
				専門官	70			
6級	次長の職務 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 特に困難な業務を行う警察署の課長の職務	183 (1) (0)	5.1%	次長	12	183 (1) (0)	5.1%	次長級
				課長補佐	76			
				課長	66			
				副隊長	4			
				隊長補佐	2			
				指導官	7			
				通信指令官	3			
				検視官	1			
				対策官	2			
				聴聞官	1			
				室長	2			
				副署長	4			
				幹部派出所長	1			
				幹部交番所長	1			
				交通事故分析官	1			

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

7 級	警察本部の課長の職務 警察署の長の職務 理事官又は監察官の職務 困難な業務を行う次長の職務	80 (2) (0)	2.2%	課長	8	80 (2) (0)	2.2%	課長級
				隊長	4			
				理事官	23			
				指導官	5			
				対策官	2			
				室長	4			
				副校長	1			
				副署長	18			
				刑事官	9			
				広報官	1			
				副隊長	1			
				交通官	4			
8 級	参事官の職務 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務 困難な業務を所掌する警察署の長の職務	27 (0) (0)	0.8%	参事官	15	27 (0) (0)	0.8%	参事官級
				署長	12			
9 級	警察本部の部長の職務 困難な業務を所掌する参事官の職務 特に困難な業務を所掌する警察署の長の職務	17 (0) (0)	0.5%	部長	1	17 (0) (0)	0.5%	部長級
				総務統括官	1			
				校長	1			
				参事官	6			
				署長	8			
	合計	3,589 (18) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%	技師	0	0 (0) (0)	0.0%	技師級
2級	研究所の研究員の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	12 (0) (0)	54.5%	研究員	6	12 (0) (0)	54.5%	研究員級
				主任技師	6			
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	6 (0) (0)	27.3%	専門研究員	6	6 (0) (0)	27.3%	専門研究員級
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務 特別研究員の職務	4 (0) (0)	18.2%	理事官	3	4 (0) (0)	18.2%	特別研究員級
				特別研究員	1			
5級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務	0 (0) (0)	0.0%	所長	0	0 (0) (0)	0.0%	困難所長級
	合計	22 (0) (0)						

- (注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載
- (注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%	技師	0	0 (0) (0)	0.0%	技師級 技術
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	2 (0) (0)	66.7%	主任技師	2	2 (0) (0)	66.7%	技師級 高度
4級	主任の職務	1 (0) (0)	33.3%	主任	1	1 (0) (0)	33.3%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級 困難
合計		3 (0) (0)						

（注1）合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については，上段が再任用，下段が任期付職員を内数として記載

（注2）表中の（％）の合計は，端数処理のため，100%とならないことがある。

④企業局

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1 級	主事又は技師の職務	16	14.4%	主事	7	16	14.4%	主事級	
		(0)		技師	9	(0)			
		(1)				(1)			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	10	9.0%	主事	4	10	9.0%	高度主事級	
		(0)		技師	6	(0)			
		(0)				(0)			
3 級	主任の職務	20	18.0%	総括主任	1	20	18.0%	主任級	
		(1)		主任	19	(1)			
		(0)				(0)			
4 級	主幹の職務	17	15.3%	総括主幹	1	17	15.3%	主幹級	
		(0)		主幹	16	(0)			
		(0)				(0)			
5 級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	31	27.9%	総括副参事	10	31	27.9%	副参事級	
		(0)		副参事	21	(0)			
		(0)				(0)			
6 級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	12	10.8%	課長	5	12	10.8%	課長級	
				室長	1				(0)
				総括参事	4				(0)
				次長	2				(0)
		(0)				(0)			
7 級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	4	3.6%	課長	1	4	3.6%	困難課長級	
				次長	1				(0)
				所長	2				(0)
		(0)				(0)			
8 級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1	0.9%	局長	1	1	0.9%	次長級	
		(0)				(0)			
		(0)				(0)			
9 級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	0	0.0%			0	0.0%	部長級	
		(0)				(0)			
		(0)				(0)			
	合計	111							
		(1)							
		(1)							

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住 民 基 本 台 帳 人 口 (令和2年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
元年度	1,903,627	698,349,477	1,170,425	191,008,976	27.4	28.1

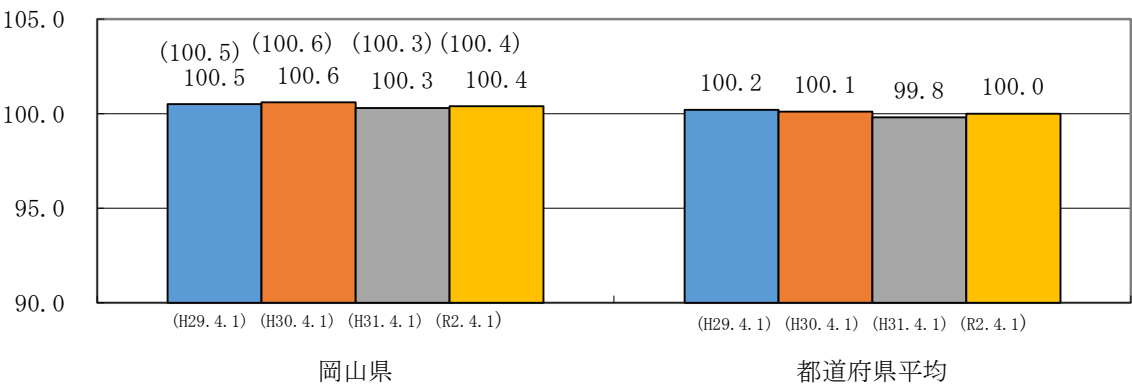
(注) 人件費は、職員に支払われた給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金及び特別職に支払われた給与、報酬等の総額である。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
元年度	19,929	87,943,522	16,912,976	35,749,717	140,606,215	7,055	7,164

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③国では55歳超職員の昇給停止を実施しているが、本県では令和元年度までの間、55歳超職員が標準の成績で1号給昇給していること（令和3年1月1日昇給から昇給停止を本格実施）等から、ラスパイレス指数が100を超えている。
給与水準については、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定している。今後とも人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%の引下げ。
人材確保の観点から1級の全号給及び2級の初号付近については改定を行わず、公民の給与差を考慮して50歳台後半層では最大で4%程度の引下げ。激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を実施するが、医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わない。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び岡山県の支給割合)

(支給割合) 国基準と同様の支給割合。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。
(参考) 岡山市

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		令和2年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
岡山県の支給割合	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	43.5 歳	335,002 円	416,066 円	365,817 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
都道府県平均	42.8 歳	324,055 円	413,722 円	366,268 円

②高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	45.6 歳	383,191 円	425,826 円
都道府県平均	44.8 歳	372,601 円	430,717 円

③小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	41.8 歳	355,078 円	388,657 円
都道府県平均	42.4 歳	356,917 円	410,239 円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

④警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	38.1 歳	325,661 円	445,350 円	351,223 円
国	41.4 歳	319,832 円	—	378,311 円
都道府県平均	38.4 歳	323,548 円	456,572 円	371,763 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(6) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	岡 山 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒 194,300 円	182,200 円
	高 校 卒 157,900 円	150,600 円
高等学校教育職	大 学 卒 216,600 円	—
	高 校 卒 168,200 円	—
小・中学校教育職	大 学 卒 216,600 円	—
	高 校 卒 168,200 円	—
警 察 職	大 学 卒 217,900 円	211,400 円
	高 校 卒 185,600 円	173,400 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

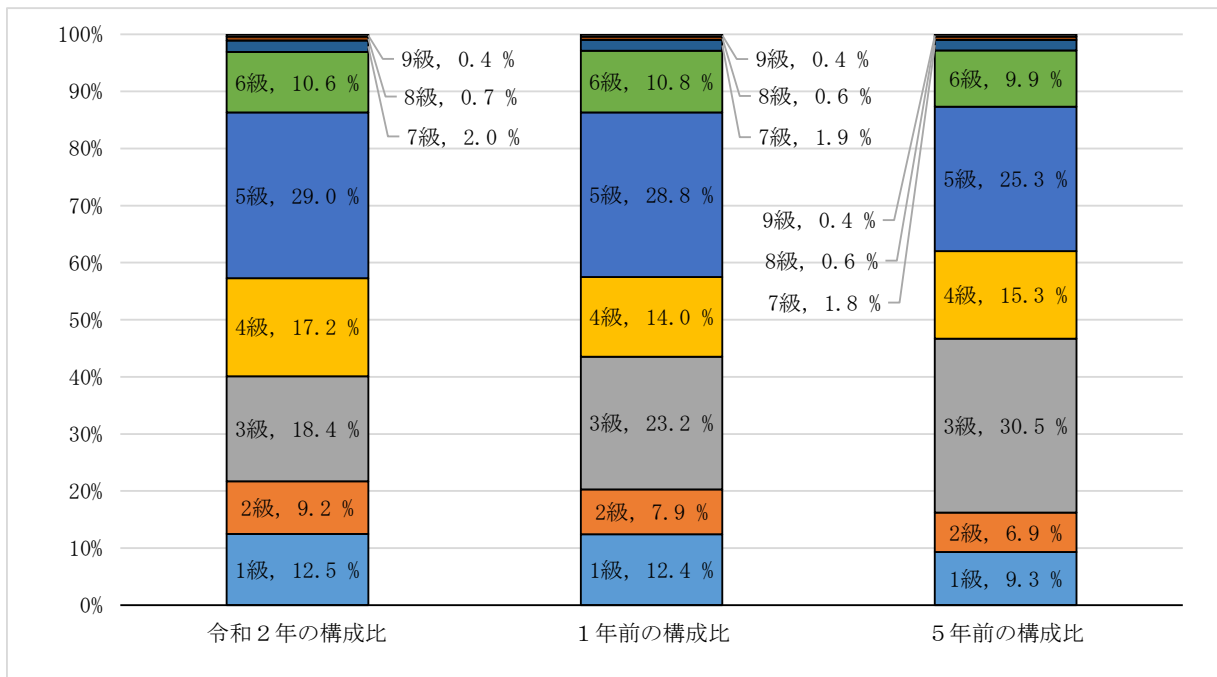
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒 272,386 円	361,869 円	386,531 円	402,507 円
	高 校 卒 223,840 円	308,658 円	347,267 円	375,271 円
高等学校教育職	大 学 卒 323,793 円	405,502 円	429,633 円	442,906 円
	高 校 卒 —	—	—	—
小・中学校教育職	大 学 卒 320,853 円	393,254 円	415,179 円	428,704 円
	高 校 卒 —	—	—	—
警 察 職	大 学 卒 288,048 円	382,733 円	411,185 円	417,520 円
	高 校 卒 262,938 円	355,011 円	397,424 円	403,961 円

- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。
 2 平均給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 3 高等学校教育職及び小・中学校教育職の高校卒については該当する職員がいない。

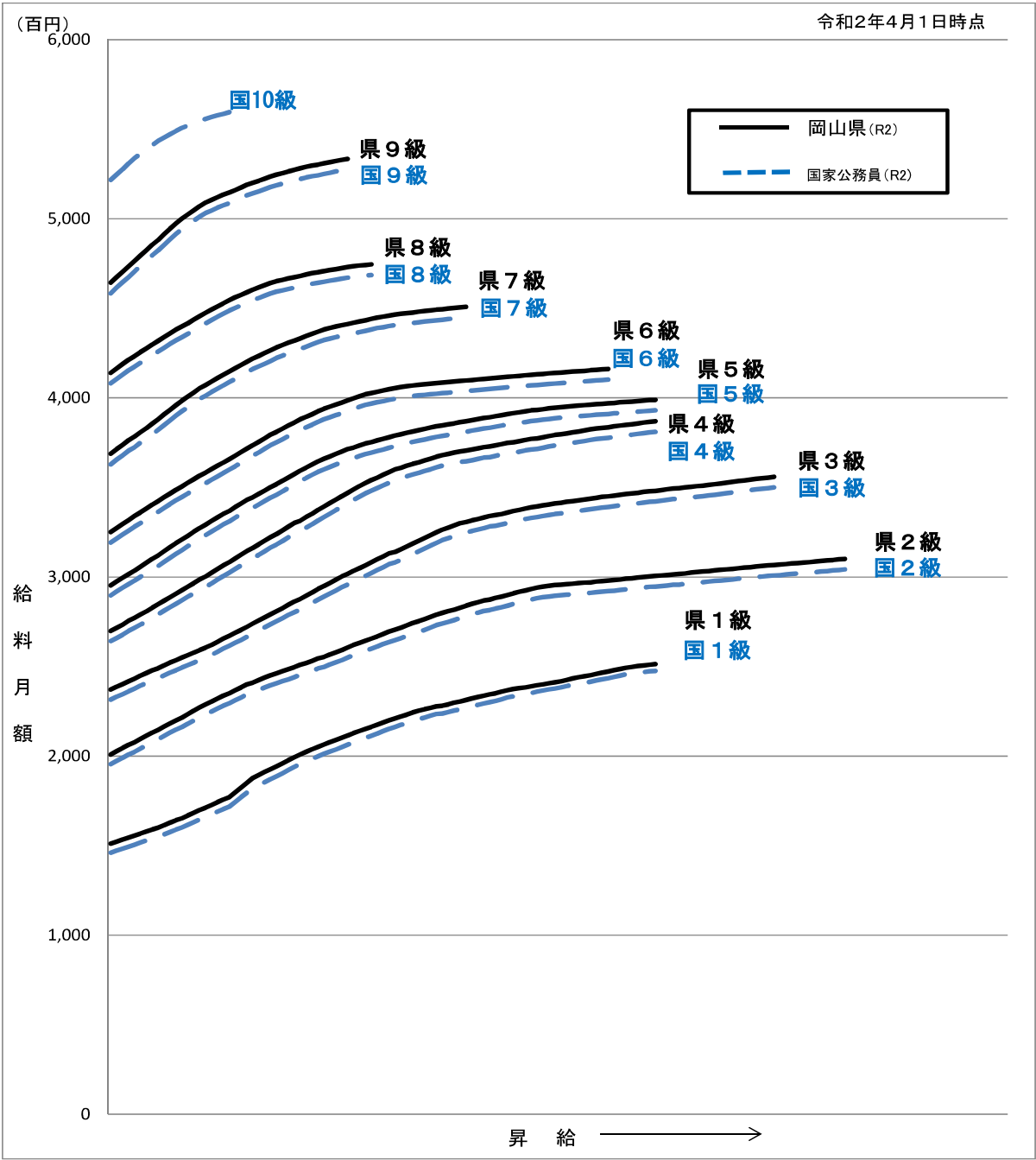
(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	部長	19 人	0.4 %	464,300 円	533,400 円
8 級	次長・参与	33 人	0.7 %	414,000 円	474,500 円
7 級	課長	99 人	2.0 %	368,800 円	450,800 円
6 級	課長・参事	519 人	10.6 %	325,100 円	416,100 円
5 級	副参事	1,415 人	29.0 %	295,300 円	398,900 円
4 級	主幹	837 人	17.2 %	269,800 円	386,900 円
3 級	主任	898 人	18.4 %	237,100 円	355,900 円
2 級	主事	447 人	9.2 %	200,900 円	310,100 円
1 級	主事	610 人	12.5 %	151,100 円	251,300 円

(注) 1 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(9) 国との給与カーブ比較表（行政職）（令和2年4月1日現在）



(10) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分
	上位，標準，下位の区分	○		○	○
	上位，標準の区分		○		
	標準，下位の区分				
ロ	標準の区分のみ（一律）				
	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(11) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

民間のボーナスに相当する期末手当及び勤勉手当は、勤務成績、勤務期間に応じて年2回支給される。

岡 山 県				国			
1人当たり平均支給額（元年度）				—			
1,752 千円							
(3年度支給割合)				(3年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分		1.90 月分		2.55 月分		1.90 月分	
(1.45) 月分		(0.90) 月分		(1.45) 月分		(0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 15 ～ 25 %				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 15 ～ 25 %			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和2年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績がある 成績率
	上位，標準，下位の成績率	○		○	○
	上位，標準の成績率		○		
	標準，下位の成績率				
ロ	標準の成績率のみ（一律）				
	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

②退職手当（令和3年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職又は死亡したとき、当該職員又は遺族に支給される。

岡 山 県				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
（その他の加算措置）				（その他の加算措置）			
定年前早期退職特例措置（割増率 2～45％）				定年前早期退職特例措置（割増率 2～45％）			
（1人当たり平均支給額）							
2,619 千円 22,440 千円							

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

③地域手当（令和2年4月1日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域の物価等を考慮して定める地域に在勤する職員及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給される。

支給実績（元年度決算）			930,018 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）			140,720 円	
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
東 京 都 特 別 区	20.0 %	23 人	20.0 %	
大 阪 市	16.0 %	9 人	16.0 %	
府 中 市	15.0 %	1 人	15.0 %	
神 戸 市	12.0 %	1 人	12.0 %	
広 島 市	10.0 %	5 人	10.0 %	
高 松 市	6.0 %	1 人	6.0 %	
岡 山 市	3.0 %	6,452 人	3.0 %	
上 記 以 外 の 市 町 村	0.0 %	12,769 人	0.0 %	
医 師 ・ 歯 科 医 師	16.0 %	26 人	16.0 %	
平 均 支 給 率	1.1 %	—	1.1 %	

（注） 「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

④特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる職員にその勤務の特殊性に応じて、日額又は月額で支給される。

支給実績（元年度決算）	1,081,594 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	164,052 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（元年度）	33.2 %
手当の種類（手当数）	30

【手当の名称、主な支給対象職員等】

別紙1のとおり

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

⑤時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間に対して支給される。

支給実績（元年度決算）	4,466,939 千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	544 千円
支給実績（30年度決算）	4,789,307 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	588 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

⑥その他の手当（令和3年4月1日）

〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と の 異 同	支 給 実 績 (元年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (元年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 行政職7級以下 月額 6,500円 行政職8級 月額 3,500円 ・子 月額 10,000円 ・父母等 行政職7級以下 月額 6,500円 行政職8級 月額 3,500円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子 月額 5,000円加算	同じ		2,265,253千円	257,094円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額（12,000円）を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	異なる	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額（16,000円）を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 28,000円	1,198,948千円	332,211円
初任給調整手当	○医師等の欠員補充が困難な職に採用された職員に支給 ・行政職給料表及び医療職給料表（一）の適用を受ける職 月額414,800円 ～308,600円以内 （採用の日から1年を経過するごとに一定額を減ずる。以下同様） ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,800円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,000円	異なる	・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 支給なし	82,266千円	1,305,810円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 異 の 制 度 内 と 容	支 給 実 績 (元年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (元年度決算)
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担すること、自動車等を使用すること及びこれらを併用することを常例とする職員に支給 ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額64,000円＋（運賃等相当額－64,000円）／2 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 （自動車等） 月額 53,200円 （自転車） 月額 2,200円	異なる	・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額 55,000円 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 31,600円	2,345,032千円	135,418円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 30,000円～100,000円	同じ		110,898千円	421,665円
特勤勤務手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・級地区分 支給割合 4級地 16／100 3級地 12／100 2級地 8／100 1級地 4／100 特勤勤務手当に準ずる手当 4～6／100	同じ		52,495千円	233,311円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・一般の宿日直 4,400円 ・特別の宿日直 研修施設等における当直 6,100円 常直 22,000円	同じ		611,750千円	258,777円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 異 の な 制 度 内 と 容	支 給 実 績 (元年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (元年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	○管理職の職員が、臨時 又は緊急の必要により 勤務した場合に支給 ・ 週休日等 1回4,000円～12,000円 ・ 平日深夜 1回2,000円～ 6,000円	同じ		23,961千円	469,824円
夜間勤務 手当	○正規の勤務時間とし て、午後10時から翌日 の午前5時までに勤務 した職員に、勤務した 時間に対して支給 ・ 支給割合 25/100	同じ		213,444千円	148,741円
休日勤務 手当	○休日等における正規の 勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員 に、勤務した時間に対 して支給 ・ 支給割合 135/100	同じ		938,799千円	392,639円
管理職手 当 【俸給の 特別調整 額】	○管理又は監督の地位に ある職員の職のうち人 事委員会規則で定める 職にある職員に支給 ・ 給料月額25/100以 内 主な役職 支給額(円) 部長(1種) 130,300 次長(3種) 103,400 参与(4種) 88,500 課長(5種) 74,800 参事(8種) 54,000	異なる	○管理又は監督の地位に ある職員の官職のうち 人事院規則で指定する 官職にある職員に支給 ・ 俸給月額25/100以 内 区分 支給額(円) 1種 117,100～139,300 2種 88,500～104,200 3種 72,700～ 82,200 4種 55,500～ 66,400 5種 46,300～ 51,900	1,329,960千円	697,775円
寒冷地手 当	○基準日(毎年11月から 翌年3月までの各月の 初日)に寒冷地等に在 勤する職員に支給 ・ 世帯主である職員 扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・ 世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		3,632,648千円	63,731円
農林漁業 普及指導 手当	○農林水産業の普及指導 員(管理職手当の支給 を受ける者を除く。)に 支給 ・ 給料月額の4/100	—	—	29,213千円	183,730円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 同 異	国 異 の な 制 る 度 内 と 容	支 給 実 績 (元年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (元年度決算)
災害派遣 手当	○災害対策基本法の規定により、他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する場合に、当該職員に支給 ・日額 6,620円以内	—	—	16,867千円	1,204,786円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

〔教育委員会〕

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 異 の な 制 る 度 内 と 容	支 給 実 績 (元年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (元年度決算)
へき地手当	○交通条件及び自然的、 経済的、文化的諸条件 に恵まれない山間地、 離島その他の地域に所 在するへき地学校（共 同調理場を含む。）に 勤務する職員に支給 ・級別区分 支給割合 5級地 25／100 4級地 20／100 3級地 16／100 2級地 12／100 1級地 8／100 準へき地 4／100 へき地手当 に準ずる手当 4／100	—	—	90,557千円	377,321円
義務教育 等教員特 別手当	○小学校、中学校、高等 学校、中等教育学校又 は特別支援学校に勤務 する教育職員に支給 ・月額 8,000円以内	—	—	754,491千円	69,207円
定時制通 信教育手 当	○定時制又は通信制の課 程を置く高等学校の校 長、副校長、教頭及び 教育職員に支給 ・定時制 月額19,000円 （管理職手当の支給を 受ける者は月額15,000 円） ・通信制 月額 9,500円 （管理職手当の支給を 受ける者は月額7,500 円）	—	—	44,145千円	269,177円
産業教育 手当	○農業又は工業に関する 課程を置く高等学校に おいて、実習を伴う当 該科目を主として担任 する者に対して支給 ・月額 19,000円（管理 職手当又は定時制通信 教育手当の支給を受け る者は月額11,500円）	—	—	98,541千円	311,839円

(12) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分				給 料 月 額 等		
給料	知 事			1,032,000 円	(1,290,000 円)	
	副 知 事			918,000 円	(1,020,000 円)	
報酬	議 長			1,000,000 円		
	副 議 長			900,000 円		
	議 員			840,000 円		
期末手当	知 事			(令和3年度支給割合)		
	副 知 事			3.35 月分		
	議 長			(令和3年度支給割合)		
	副 議 長			3.35 月分		
	議 員					
退職手当				(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事			129万円×在職月数×0.57	35,294,400 円	任期ごと
	副 知 事			102万円×在職月数×0.40	19,584,000 円	任期ごと
地域手当	知 事			給料の3%		
	副 知 事					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、令和3年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

※特別職の給与削減の状況

知事等の特別職（令和3年度）

職 名	給料の削減率
知 事	20%
副 知 事	10
公 営 企 業 管 理 者	5
常 勤 監 査 委 員	5
教 育 長	5

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

①一般的な職員の勤務時間の状況

週 の 正 規 の 勤 務 時 間	開 始 時 刻	終 了 時 刻	休 憩 時 間
時間 38 分 45	8:30	17:15	12:00～13:00

②研究職員等の勤務時間の基準の特例（いわゆるフレックスタイム制度）の実施状況

対 象 事 業 所	実 施 事 業 所	実 施 事 業 所 の 名 称	対 象 職 員 数	実 際 に 利 用 し て い る 職 員 数
箇所 8	箇所 5	環境保健センター 工業技術センター 農林水産総合センター（農業研究所） 農林水産総合センター（生物科学研究所） 農林水産総合センター（水産研究所）	人 194	人 37

(2) 年次有給休暇の使用状況

①一般職に属する職員（会計年度任用職員を除く）のうち知事部局に勤務する職員（令和2年）

平 均 使 用 日 数	12.6 日
-------------	--------

②会計年度任用職員（短時間勤務を除く）のうち知事部局に勤務する職員（令和2年度）

平 均 使 用 日 数	10.6 日
-------------	--------

(3) 介護休暇の利用状況（令和2年度）

①一般職に属する職員（会計年度任用職員を除く）

区 分	介護休暇 取得者数	要 介 護 者 数 （ 職 員 と の 続 柄 別 ）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の 父 母	祖 父 母	兄 弟 姉 妹	孫	その他
男性職員	人 4	人 2	人 1	人	人	人	人 1	人	人
女性職員	8	7	1						
計	12	9	2				1		

区 分	介護休暇 取得者数	介 護 休 暇 の 期 間					
		1 月 以 下	1 月 超 え 2 月 以 下	2 月 超 え 3 月 以 下	3 月 超 え 4 月 以 下	4 月 超 え 5 月 以 下	5 月 超 え
男性職員	人 4	人 3	人	人 1	人	人	人
女性職員	8	2	1	1		2	2
計	12	5	1	2		2	2

②会計年度任用職員（短時間勤務を除く）

取 得 人 数	0 人
---------	-----

(4) 特別休暇の概要

別紙2のとおり

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の利用状況

①一般職に属する職員（会計年度任用職員を除く）

(a) 育児休業及び部分休業の取得者数

(単位：人，％)

	令和2年度の取得者数			令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務者数	育児休業等 対象者数	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務者数
男性職員	51	1	5	469	43		4
	3	2	2		(9.2)		(0.9)
女性職員	398	38	140	398	398	8	134
	601	32	112		(100.0)	(2.0)	(33.7)
計	449	39	145	867	441	8	138
	604	34	114		(50.9)	(0.9)	(15.9)

- (注) 1 「令和2年度の取得者数」欄の上段は令和2年度の新規取得者の、下段は前年度以前から引き続いている者の数である。
- 2 「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 うち育児休業取得者数」欄の（ ）内の数字は取得率を示す。
- 3 令和2年度に育児休業を新規に取得した者の数の中には、令和元年度以前に育児休業が取得可能となって令和2年度に新規に育児休業を取得した者も含まれる。

(b) 育児休業承認期間（令和2年度中に新たに育児休業を取得した職員について）

区 分	育児休業 取得者数	育 児 休 業 承 認 期 間					
		6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え
男性職員	人 51	人 46	人 3	人 1	人	人	人 1
女性職員	398	7	89	57	65	51	129
計	449	53	92	58	65	51	130

(c) 部分休業承認期間（令和2年度中に新たに部分休業を取得した職員について）

区 分	部分休業 取得者数	部 分 休 業 承 認 期 間					
		1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え 3 年以下	3 年超え 4 年以下	4 年超え 5 年以下	5 年超え
男性職員	人 1	人 1	人	人	人	人	人
女性職員	38	36	2				
計	39	37	2	0	0	0	0

②会計年度任用職員（短時間勤務を除く）（単位：人）

	育児休業	部分休業
取得人数	0	0

（２） 修学部分休業の利用状況

①修学部分休業の取得者数（単位：人）

区 分	取得者数
男性職員	0
	0
女性職員	0
	0
計	0
	0

（注）「取得者数」欄の上段は令和2年度に新たに取得した者の、下段は修学部分休業の期間が前年度以前から引き続いている者の数である。

②修学部分休業取得状況（令和2年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）

区 分	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等 専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	人 0	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

③1週間の取得時間（平均）（令和2年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）

区 分	取得者数	1週間の取得時間（平均）			
		5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下
男性職員	人 0	人	人	人	人
女性職員	0				
計	0	0	0	0	0

(3) 自己啓発等休業の利用状況

①自己啓発等休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
男性職員	0		
	0		
女性職員	0		
	0		
計	0	0	0
	0	0	0

(注) 「取得者数」欄の上段は令和2年度に新たに取得した者の、下段は自己啓発等休業の期間が前年度以前から引き続いている者の数である。

②自己啓発等休業取得状況 (令和2年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の大学 院・大学	その他	JICA 等	姉妹都市 等	その他
男性職員	人 0	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

③自己啓発等休業承認期間 (令和2年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	自己啓発等休業承認期間		
		1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下
男性職員	人 0	人	人	人
女性職員	0			
計	0	0	0	0

(4) 配偶者同行休業の利用状況

①配偶者同行休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が業として行う活動	外国の大学における修学	その他
男性職員	0				
	0				
女性職員	2	2			
	1	1			
計	3	3			

(注) 「取得者数」欄の上段は令和2年度に新たに取得した者の、下段は配偶者同行休業の期間が前年度以前から引き続いている者の数である。

②配偶者同行休業承認期間 (令和2年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について)

区 分	承認期間			合計
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	
男性職員	人	人	人	0
女性職員		1	1	2
計	0	1	1	2

③配偶者同行休業職員の代替措置 (令和2年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について)

区 分	任期付 任用	臨時的 任用	会計年度 任用職員の 任用	配置換え	その他の 任用行為	特段措置 無し	合計
男性職員	人	人	人	人	人	人	0
女性職員		2					2
計	0	2	0	0	0	0	2

(5) 高齢者部分休業の利用状況

①高齢者部分休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数
男性職員	1
	3
女性職員	4
	2
計	5
	5

(注) 「取得者数」欄の上段は令和2年度に新たに取得した者の、下段は高齢者部分休業の期間が前年度以前から引き続けている者の数である。

②高齢者部分休業承認期間 (令和2年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員について)

区 分	承認期間					合計
	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年以下	
男性職員	人	人	人	人	1 人	1 人
女性職員				1	3	4
計	0	0	0	1	4	5

③1 週間の取得時間 (平均) (令和2年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	1 週間の取得時間 (平均)			
		5 時間以下	5 時間超え	1 0 時間超え	1 5 時間超え
			1 0 時間以下	1 5 時間以下	2 0 時間以下
男性職員	1 人	人	人	人	人
女性職員	4			3	1
計	5	0	0	4	1

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和2年度）

（１） 分限処分者数

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失 職
人 0	人 0	人 247	人 0	人 247	人 0

（注） 分限処分とは、心身の故障の場合など職員がその職責を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的となされる不利益処分である。

（２） 懲戒処分者数

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
人 1	人 2	人 0	人 1	人 4

（注） 懲戒処分とは、職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持する目的で、職員にその道義的責任を負わせる不利益処分である。

6 職員のサービスの状況（令和2年度）

①倫理の保持に関する状況

夜間における利害関係者との飲食の届出	4 件
利害関係者とのゴルフ、自己負担なしの飲食等の許可	0
5,000円を超える贈与又は報酬の支払	0
岡山県職員倫理条例（平成12年岡山県条例第6号）違反による懲戒処分	0

②倫理の保持に関して講じた主な施策

- ・各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。
- ・職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。
- ・不祥事件の再発防止に向け、服務規律アドバイザーを任用し、職員からの相談を受けるとともに、綱紀粛正を図ったこと。

7 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の状況（令和2年度）

①知事部局

研 修 名	対 象 者	人 数	研 修 期 間	研 修 内 容
新規採用職員研修	新規採用職員	172人	8日	県職員として必要な知識や態度、仕事の進め方などを学ぶ研修
主任級研修	主任級に昇任した職員	93	2	県職員として知っておくべき内容を補充・再確認するとともに、昇任した職位に求められる職務行動や経営学を学び、新たな気持ちで業務に取り組む出発点となるような意識の刷新を図る研修
主幹級研修	主幹級に昇任した職員	247	1	
班長研修	新任班長	86	1	班内のマネジメント、班員の士気高揚・育成に必要なスキルを習得する研修
所属マネジメント研修	新任所属長等	57	1	統率力を持って所属のマネジメントや部下の育成を行う手法を学ぶ研修

②教育委員会

研 修 名	対 象 者	人 数	研 修 期 間	研 修 内 容
初任者研修講座	新任教員	249人	15日	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる研修
3年目研修	教職経験3年目の教員	320	2	教職経験3年目の教員としての使命と責任を自覚させ、学級（ホームルーム）担任、教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
中堅教諭等資質向上研修	教職経験8～10年目の教員	304	7	個々の能力、適性等に応じて学校の教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たす力を向上させる研修
16年目研修	教職経験16年目の教員	100	3	個々の能力、適性等に応じて、学校の中堅として若手教員の範となりながら、学校の課題解決や意識改革に取り組むとともに、学校経営に積極的に参画できる力、その他の資質を向上させる研修
新任副校長教頭研修講座	新任公立学校副校長教頭	111	2	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、副校長、教頭としての資質の向上を図る研修
副校長教頭研修講座	公立学校副校長教頭	625	2	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、副校長、教頭としての資質の向上を図る研修

研 修 名	対 象 者	人 数	研 修 期 間	研 修 内 容
新任校長 研修講座	公立高等学校・特別支援 学校長	17	1	学校組織マネジメント，人事管理，リ スクマネジメント，教育指導上の課題 について研修し，新任校長としての資 質の向上を図る研修
校長 研修講座	公立学校長	481	2	学校組織マネジメント，人事管理，リ スクマネジメント，教育指導上の課題 について研修し，校長としての資質の 向上を図る研修
総合的ミドル リーダー研修 講座	10年経験者研修を修了し た教諭	21	8	岡山県の教育をリードし，各学校の中 核となる総合的ミドルリーダーを育成 する研修
教科指導ミド ルリーダー研 修	5年経験者研修を修了し た40歳以下の教諭	23	5	教科指導におけるミドルリーダーとし て資質の向上を図る研修
総合的マネジ メント力向上 研修Ⅰ	教頭選考試験を目指す教 員	122	1	組織的・機動的な学校経営や人材育成 等について研修し，総合的なマネジメ ント力の向上を図る研修
総合的マネジ メント力向上 研修Ⅱ	令和2年度副校長及び教 頭候補者名簿登録者（新 規登録者）	85	1	組織的・機動的な学校経営や人材育成 等について研修し，総合的なマネジメ ント力の向上を図る研修
総合的マネジ メント力発展 研修	令和2年度校長候補者名 簿登録者	104	1	組織的・機動的・効率的な学校経営や リーダーシップ論等について研修し， 総合的なマネジメント力の更なる向上 を図る研修

③警察本部

研 修 名	対 象 者	人 数	研 修 期 間	研 修 内 容
初任科（短期 課程）	新規採用された巡査（大 学卒）	人 79	日 170～181	新たに採用された警察官に対する基礎 的教養訓練
初任科（長期 課程）	新規採用された巡査（大 学卒以外）	48	296～304	新たに採用された警察官に対する基礎 的教養訓練
警部補任用科	昇任後間もない警部補及 び昇任予定の巡査部長	20	12	中級幹部として必要な知識及び技能の 向上を図る教養
巡査部長任用 科	昇任後間もない巡査部長 及び昇任予定の巡査長	12	12	初級幹部として必要な知識及び技能の 向上を図る教養
一般職員初任 科	新規採用された一般職員	24	24	新たに採用された一般職員に対する基 礎的教養
部門別任用科	各部門への新規任用候補 者	80	12～26	各部門へ任用するための専門的かつ高 度な知識及び技能を修得させる教養訓 練
専科（24課 程）	各部門に該当する職員及 び希望する職員	503	5～12	各部門の専門的かつ高度な知識及び技 能を習得させる教養訓練

(2) 職員の人事評価の状況

①知事部局

実施時期	10月及び3月	実施人数	4,051 人
評価方法	岡山県職員人事評価規程（平成24年岡山県訓令第2号）に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（会計年度任用職員を除く。）について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。		

実施時期	12月	実施人数	101 人
評価方法	岡山県職員人事評価規程（平成24年岡山県訓令第2号）に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する会計年度任用職員について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。（実施人数は、会計年度任用職員のうち短時間勤務職員を除く。）		

②教育委員会

実施時期	10月及び3月	実施人数	817 人
評価方法	岡山県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員並びに県立学校に勤務する事務関係職員について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。また、臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員については、目標管理の成果についてのみ実施している。		

実施時期	2月	実施人数	12,946 人
評価方法	県立学校に勤務する教職員（事務関係職員を除く。）及び市町村（組合）立学校に勤務する県費負担教職員について、人事評価を実施している。また、臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員については、目標管理の成果についてのみ実施している。		

③警察本部

実施時期	10月及び3月	実施人数	4,046 人
評価方法	能力評価及び業績評価を実施している。		

8 職員の退職管理の状況

(1) 制度概要

地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員における退職管理の制度が創設されたことに鑑み、本県においても、退職管理の適正確保を内容とする職員の退職管理に関する条例（平成28年岡山県条例第6号。以下「退職管理条例」という。）等を制定し、平成28年4月1日から施行している。

(2) 地方公務員法改正（退職管理関係）の概要

①元職員による働きかけの禁止

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属することに関して、現職員への働きかけを、離職後2年間禁止する。

②再就職情報の届出

退職管理条例により、再就職した元職員に届出をさせることができる。

③その他

地方公共団体は、国家公務員に準じ、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(3) 退職管理条例等の概要

①元職員による働きかけの禁止に係る上乗せ規定

離職した日の5年前の日より前に本庁課室長等以上の職に就いていた職員については、当該職に就いていた職務についての働きかけを離職後2年間禁止する。

②再就職情報の届出

管理監督者であった職員は、退職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、元任命権者に再就職先等に係る事項を届け出なければならない。

③その他

ア 職員による再就職のあっせんは、原則として禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、認められることがある。

イ 在職中に自らの職務と利害関係のある企業等への求職活動を行うことを原則として禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、認められることがある。

ウ 在職中に退職後の再就職が内定した場合は、概ね1週間以内に届け出なければならない。

エ 再就職情報の届出については公表の対象とする。

(4) 職員の再就職状況

退職管理条例第3条の規定により、各任命権者へ届出が行われた再就職情報について、その概要は、次のとおりとなっている。

[再就職先区分別]

(基準日：令和3年8月1日、単位：人)

	国又は地方公共団体の機関	地方独立行政法人	公益法人	学校法人等※	その他非営利法人	営利法人	その他	合計
知事部局	7	1	13	4	7	19	10	61
教育委員会	1			10		1		12
警察本部	3		2		2	7		14
計	11	1	15	14	9	27	10	87

※学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（令和2年度）

対 象 者 数	受 診 者 数	有 所 見 者 数
人 13,331	人 13,155	人 4,671

(2) 福利厚生

①知事部局

（決算額は令和2年度）

事 業 名	事 業 の 概 要 ・ 目 的	決 算 額
健康相談・健康教育（メンタルを除く。）	職員が健康づくりに関心を持ち、保持増進できるよう、健康教育の実施や健康に関する相談ができる体制を整備する。	千円 4,169
健康診断	職員に対して、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定されている健康診断や生活習慣病健康診断を実施し、異常の早期発見に努める。	74,159
事後指導	健康診断結果に基づき、職員の健康管理について専門的な立場から指導助言を実施する。	720
メンタルヘルス対策	職員が心の健康について知識を深めるとともに、早期に相談できる体制づくりや復職に当たっての支援を行う。	1,906
職場環境管理	職員が快適な職場環境で業務ができるよう、受動喫煙対策の推進や作業環境測定等を実施する。	5,509
安全衛生管理	職場での安全衛生対策を推進するため、産業医を設置し、安全衛生委員会や安全衛生管理推進会議を開催するとともに、衛生管理者の育成、研修会等を実施する。	1,484
福利厚生施設管理	職員の福利厚生の用に供するため設置している職員寮等の施設及び設備の維持管理を行う。	911

②教育委員会

事 業 名	事 業 の 概 要 ・ 目 的	決 算 額
健康診断	各種法定健康診断等を行うことにより、教職員の体の健康状態をチェックし、疾病の早期発見や予防に努める。	千円 87,828
メンタルヘルス対策	教職員の心の健康の保持増進を図るため、管理職及び一般教職員を対象とした研修会や保健師による健康相談窓口の設置等各種相談窓口の整備を行う。また、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るための復職支援システムの運用を行う。	13,260
安全衛生管理	教職員の安全や健康の保持増進を図るため、衛生委員会の開催や、衛生管理者・産業医の配置、研修等を行う。 また、公務災害の防止や快適な職場環境の形成を促進する。	11,527
教職員住宅管理	教職員の福祉増進を目的として設置している教職員住宅の維持管理を行う。	11,694

③警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額
安全衛生管理	職場での安全や健康の保持増進を図るため、衛生管理者、衛生推進者及び産業医を配置し、衛生委員会を開催するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。	千円 7,661
健康相談・指導	職員の疾病を予防し、健康の保持増進ができるよう、保健師及び産業医による健康相談・健康教育及び保健指導を実施する。	45
ライフサイクルプラン事業	職員が将来を見据えた生活設計を適切に立てることができるよう、研修会を実施する。	0
健康診断	職員に対して、各種法定健康診断や生活習慣病健康診断等を実施し、疾病の早期発見や予防に努める。	79,241
ピアサポート	職員が公私にわたる不安や悩みについて適切なアドバイスが受けられるよう、専門生活相談員及び外部相談員（弁護士及び臨床心理士）を委嘱するほか、各所属にピアサポーターを設置する。	2,255
メンタルヘルス対策	職員のセルフケア能力の向上を目的としたメンタルヘルスセミナーを実施する。 また、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るため、希望者に対し、職場復帰訓練を実施する。	732

10 その他

(1) 早期退職の募集

①認定を受けた応募者の数（令和2年度）

107人

②募集実施要項

別紙3のとおり

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

別 紙 1

〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
放射線技術従事職員 の特殊勤務手当		レントゲン、放射性同位元素又は人事 委員会規則で定めるものを使用して、 有害放射線の影響を受ける作業	日 額 230円
伝染病防疫作業従 事職員の特務勤務 手当		家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第2条第1項に規定する家畜伝 染病のうち、口蹄疫、豚コレラ、高病 原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥 インフルエンザのまん延を防止するた めに行う家畜のと殺、家畜の死体の焼 却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作 業	日 額 380円
		伝染病が発生し、又は発生するおそれ がある場合において、伝染病患者若し くは伝染病の疑いのある患者の救護、 伝染病にかかり、若しくはかかっている 疑いのある家畜の飼育又は伝染病の 病原体に汚染され、若しくは汚染され た疑いのある物件の処理の作業	日 額 290円
		一 新型コロナウイルス感染症の患者 若しくはその疑いのある患者の救護 又は新型コロナウイルス感染症の病 原体に汚染され、若しくは汚染され た疑いのある物件の処理の作業 二 新型コロナウイルス感染症から県 民の生命及び健康を保護するために 緊急に行われた措置に係る作業であ って人事委員会規則で定めるもの	日 額 3,000円
		〃（患者等の身体に接触して、又は患 者等に長時間にわたり接して行う作業 等）	日 額 4,000円
衛生検査作業従事 職員の特務勤務手 当	保健所に勤務する職員	細菌、血液、原虫若しくは寄生虫の検 査又は病理若しくは臨床医学の検査の 作業	日 額 350円
公害業務従事職員 の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97 号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律 第138号）、岡山県環境への負荷の低 減に関する条例（平成13年岡山県条例 第76号）その他人事委員会規則で定め る法令の規定に基づいて現地において 行う立入検査又は調査の作業	日 額 230円
特殊現場作業従事 職員の特務勤務手 当		地上又は水面上10メートル以上の足場 の不安定な箇所で行う工事の監督、調 査、検査等の作業	日 額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メー トル以上の箇所で行われた場合）	日 額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等 におけるこれに類する工事において、水 面下4メートル以上の深所で行う監 督、調査、検査等の作業	日 額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調 査、検査等の作業	日 額 560円
		圧搾空気内で行う工事の監督、調査、 検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパ スカルまでのとき）	1時間 210円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまで のとき）	1時間 560円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超 えるとき）	1時間 1,000円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
		地上若しくは水面上20メートル以上の 箇所又は湖面において行うダム管理そ の他の人事委員会規則で定める作業	日 額 320円
		滑走路において行う保守点検作業で人 事委員会規則で定めるもの	日 額 290円
用地取得等折衝業 務従事職員の特殊 勤務手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償 その他人事委員会規則で定める折衝の 業務	日 額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌 日の午前5時までの間をいう。）に行 われた場合）	日 額 975円
火薬類等取締業務 従事職員の特殊勤 務手当		火薬類又は高圧ガスの保安検査又は立 入検査その他人事委員会規則で定める 検査等	日 額 250円
精神保健福祉業務 従事職員の特殊勤 務手当	精神保健福祉センターに 勤務する職員（医師であ る職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は 指導の業務	日 額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある 者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移 送の業務	日 額 290円
保健指導業務従事 職員の特殊勤務手 当	保健所に勤務する保健師 である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の 業務（保健所外において行う保健指導 の業務に限る。）	日 額 290円
消防教育訓練従事 職員の特殊勤務手 当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓 練のうち人事委員会規則で定めるもの	日 額 420円
家畜取扱作業従事 職員の特殊勤務手 当	農林水産総合センター畜 産研究所又は家畜保健衛 生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配 若しくは精液の採取のため又はこれら の作業の準備のために種雄牛、種雄馬 及び種雄豚を御する作業	日 額 230円
	農林水産総合センター畜 産研究所に勤務する職員	家畜のふん尿の処理の作業	日 額 380円
し尿処理施設等検 査業務従事職員の 特殊勤務手当	環境文化部又は県民局に 勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃 棄物処理施設その他人事委員会規則で 定める施設の立入検査等の業務	日 額 350円
有害物取扱作業従 事職員の特殊勤務 手当	人事委員会規則で定める 職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委 員会規則で定めるものに限る。）	日 額 290円
漁業等取締業務従 事職員の特殊勤務 手当		海上において行う漁業等の取締りの業 務	日 額 500円
けい船料徴収業務 従事職員の特殊勤 務手当	備前県民局又は備中県民 局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	日 額 230円
潜水作業従事職員 の特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事 （20メートルまでのとき）	1時間 310円
		〃（12月1日から翌年の3月31日まで の間における作業）	1時間 465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 （30メートルまでのとき）	1時間 780円
		〃（12月1日から翌年の3月31日まで の間における作業）	1時間 1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事 （30メートルを超えるとき）	1時間 1,500円
		〃（12月1日から翌年の3月31日まで の間における作業）	1時間 2,250円
除雪作業従事職員 の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	除雪車による除雪作業及びこれに伴う 排雪等の作業（午後5時から翌日の午 前6時までの間において行う作業）	日 額 300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下 において行う作業）	日 額 450円

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺、河川の堤防その他の人事委員会規則で定める公共施設において行う巡回監視の作業	日 額 710円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日 額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日 額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日 額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	日 額 40,000円
		〃（故障設備等現場確認）	日 額 20,000円
		〃（免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設外）	日 額 13,300円
		〃（免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設内）	日 額 3,300円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間以上）	日 額 6,600円
		〃（屋外で4時間未満）	日 額 3,960円
		〃（屋内）	日 額 1,330円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間以上）	日 額 3,300円
		〃（屋外で4時間未満）	日 額 1,980円
		〃（屋内）	日 額 660円
		原子力災害で原子力緊急事態宣言があった場合に、緊急事態応急対策実施区域に所在する特定原子力事業所の敷地内において行う作業（原子炉建屋内）	日 額 40,000円 以内
		〃（原子炉建屋内以外での作業）	日 額 20,000円 以内
		原子力災害で原子力緊急事態宣言があった場合に、特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業	日 額 10,000円 以内
		〃（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業）	日 額 20,000円 以内
	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機に搭乗して行う業務で次のいずれかのもの イ 消火活動、救助活動、救急業務その他の消防活動の業務 ロ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務 ハ イ又はロに掲げる業務を行うための教育訓練の業務	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える救助活動、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）における業務、飛行中の航空機からの降下を伴う救助活動の場合）	1時間 2,470円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
社会福祉施設勤務 職員の特殊勤務手 当	児童自立支援施設成徳学 校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活指導の業務	日 額 450円
	福祉相談センターに勤務 する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自 由者に直接接して行う相談の業務	日 額 560円
		〃（所長及び次長の職にあるもの並び に総務企画課に勤務するもの）	日 額 450円
		保護を要する女子で婦人保護施設に入 所しているものに直接接して行う生活 指導又は職業指導の業務	日 額 390円
		保護を要する女子に直接接して行う保 護更生又は相談の業務	日 額 380円
社会福祉業務従事 職員の特殊勤務手 当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うも のとして人事委員会規則で定めるもの	月 額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の 職員（県民局健康福祉部 に勤務する職員に限 る。）	福祉に関する業務のうち援護、育成又 は更生の措置を要する者等と面接して 行う保護等の必要性の有無等の調査、 生活指導等の業務	日 額 560円
	身体障害者更生相談所に 勤務する身体障害者福祉 司及び知的障害者更生相 談所に勤務する知的障害 者福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導 の業務	日 額 560円
	児童相談所に勤務する児 童福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導 の業務	日 額 1,120円
	児童相談所に勤務する職 員（上記に掲げる職員を 除く。）	児童に直接接して行う相談又は指導の 業務	日 額 1,120円
	〃（人事委員会規則で定 める職員）	児童に直接接して行う相談又は指導の 業務	日 額 860円
	家畜保健衛生所勤務 職員の特殊勤務手 当	一 直接家畜に対して行う検査その他 家畜の保健衛生上必要な業務で家畜 に直接接して行うもの 二 獣医学的技術を必要とする家畜の 病性の検査又は鑑定の業務	日 額 670円
専門教育従事職員 の特殊勤務手当	農林水産総合センター農 業大学校に勤務する職員	農業に関する専門的知識を必要とする 授業を専ら担当するもの（管理職手当 が支給される職員を除く。）	月 額 29,000円
食肉地方卸売市場 等勤務職員の特殊 勤務手当	県営食肉地方卸売市場又 は県営と畜場に勤務する 職員	管理その他の業務	月 額 28,000円
		〃（事務職員）	月 額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務す る職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業 務に従事するもの	月 額 28,000円
県税事務従事職員 の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委 員会規則で定めるものを除く。）	月 額 18,200円
	県民局に勤務する職員の うち上記に掲げる職員以 外の職員	納税義務者等に直接接して行う県税の 賦課徴収の業務（人事委員会規則で定 める業務に限る。）	日 額 1,020円
	総務部税務課に勤務する 職員	県税に係る特別の徴収業務に専ら従事 するものとして人事委員会規則で定め るもの	月 額 18,200円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規 則で定める業務	日 額 550円
医師及び歯科医師 である職員の特殊 勤務手当	精神保健福祉センターに 勤務する医師及び歯科医 師である職員		月 額 35,000円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく犬の捕獲又は処分の作業に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	月 額 19,000円
	上記に掲げる職員以外の職員	犬の捕獲等の作業	日 額 560円

（注） 手当の名称，主な支給対象職員等については令和3年4月1日現在

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

〔教育委員会〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
教育職員の特殊勤務 手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者（岡山県職員給与条例第19条の8の規定による定時制通信教育手当が支給される職員を除く。）		月 額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	授業時間における 1 時間 1,100円
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	1 時間 950円
	渋川青年の家又は青少年教育センター閑谷学校に勤務する職員のうち宿日直勤務に従事する職員以外の職員	午後6時から翌日の午前6時までの間において行う入所者の野外訓練又は生活指導の業務	1 回 670円
		〃（勤務時間が5時間未満）	1 回 440円
	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒に直接接して行う付添いの業務	日 額 330円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	日 額 8,000円
		〃（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務で人事委員会が定める場合）	日 額 4,000円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	日 額 16,000円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務で人事委員会が定める場合）	日 額 8,000円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
		〃（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	日 額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	日 額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務で人事委員会が定める場合）	日 額 3,750円
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日 額 5,100円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	日 額 5,100円
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日 額 2,700円
		〃（人事委員会が定める場合）	日 額 1,800円
		〃（心身に特に著しい負担を与える場合として人事委員会が定める場合）	日 額 3,600円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日 額 2,250円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日 額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日 額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、学校教育法施行規則の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	日 額 200円

（注） 手当の名称、主な支給対象職員等については令和3年4月1日現在

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

〔警察本部〕

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
警察職員の特殊勤務 手当	交替制・毎日勤務員及び 駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は 全部が深夜において行われる作業で人 事委員会規則で定めるもの（作業時間 が5時間以上のとき）	1 回 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満 のとき）	1 回 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	1 回 410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	1 回 2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員 会規則で定めるもの）	1 回 3,200円
		〃（新型コロナウイルス感染症の病原 体に汚染され、又は汚染された疑いの ある死体に対して行うもの）	1 回 4,000円
	指定警衛・警護員である 警察官	警衛又は警護の作業	日 額 640円
		〃（人事委員会が定める警衛作業）	日 額 1,150円
	舟艇担当技術職員及び従 事した警察官	警備船による警備の作業	日 額 290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	日 額 220円
	警察本部交通部又は警察 署交通課に勤務する職員	交通捜査の作業（夜間（日没時から日 出時までの時間をいう。）において行 う作業又は高速道路で行う作業）	日 額 840円
		〃（夜間に高速道路で行う作業）	日 額 1,260円
		〃（上記以外の作業）	日 額 560円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患 者に接して行う取調べ等の作業	日 額 290円
		新型コロナウイルス感染症の患者又は その疑いのある患者に接して行う取調 べ等の作業	日 額 3,000円
		〃（患者等の身体に接触して、又は患 者等に長時間にわたり接して行う作 業）	日 額 4,000円
	爆発物処理要員	爆発物又は爆発物の疑いのある物件の 処理の作業	1 件 5,200円
		特殊危険物質（人事委員会規則で定め る物質をいう。）に係る作業（特殊危 険物質又はその疑いのある物質の処理 の作業で人事委員会規則で定めるも の）	日 額 4,600円
		〃（特殊危険物質による被害の危険が ある区域内において行う作業）	日 額 450円
		豪雨等異常な自然現象又は大規模な火 事等の事故により重大な災害が発生し た箇所又はその周辺において行う災害 警備、遭難救助、通信施設の臨時設 置、運用若しくは保守又は鑑識作業で 心身に著しい負担を与えると人事委員 会が認めるもの	日 額 1,680円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午 前6時までの間に行われた場合）	日 額 2,520円
		東日本大震災に対処するため上記作業 に引き続き5日以上従事したとき	日 額 3,360円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午 前6時までの間に行われた場合）	日 額 5,040円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
		特定大規模災害に対処するため、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、又は遭難救助等の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事したとき	日 額 3,360円 以内
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日 額 5,040円 以内
		人事委員会規則で定める離島の周辺の海域において海上保安庁の船舶に乗り組んで行う警戒の作業（人事委員会規則で定める作業に限る。）	日 額 1,100円
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通整理の業務	日 額 310円
		〃（当該業務が高速道路で行われた場合）	日 額 460円
	①警察本部及び警察署に勤務する私服により捜査等を行う警察官 ②通訳者に指定された職員	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	日 額 560円
	鑑識課、科学捜査研究所、交通指導課及び警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の業務	日 額 280円
		〃（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合）	日 額 560円
		警らの業務	日 額 340円
	機動警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署に勤務する職員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務（当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合）	日 額 560円
		〃（上記以外の自動車の運転の業務）	日 額 420円
	警察本部留置管理課及び警察署に勤務する職員	留置施設看守の業務	日 額 430円
	少年補導員	青少年補導の業務	日 額 330円
	警視以上の階級にある警察官又は管理職員である警察官以外の職員を除く。	突発的に発生した事件、事故等処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締り、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務（犯罪の捜査及び交通取締りにあつては、直接補助する場合を含む。）	1 回 1,240円
	操縦士	航空機に搭乗して行う業務（操縦）	1 時間 5,100円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1 時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う業務（整備）	1 時間 2,200円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1 時間 2,860円

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する 支 給 単 価
		航空機に搭乗して行う業務（捜索，救助，犯罪の捜査，警備，交通の取締りその他の警察の活動）	1 時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1 時間 2,470円
		防弾装備を着装し，及び武器を携帯して行われる業務（銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務）	日 額 1,640円
		〃（上記に付随して行われる固定配置の場合）	日 額 1,100円
		〃（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	日 額 1,100円
		〃（上記に付随して行われる固定配置の場合）	日 額 820円
		〃（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い，暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	日 額 820円
		〃（暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため，その者の身辺等において行われる警戒の業務）	日 額 820円
	少年相談専門員	青少年に直接接して行う心理判定，相談又は指導の業務	日 額 560円

（注） 手当の名称，主な支給対象職員等については令和3年4月1日現在

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

別 紙 2

(1) 特別休暇〔知事部局（教育委員会、警察本部共通）〕

令和3年4月1日現在

特別休暇の内容	取得可能日数（時間）
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認める日又は時間
裁判員，証人，鑑定人，参考人等として国会，裁判所等へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
骨髄又は末梢血幹細胞の提供（ドナー休暇）	必要と認める日又は時間
ボランティア	暦年で5日以内で必要と認める日又は時間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断	必要と認める日又は時間
風水震火災その他非常災害による交通遮断	必要と認める日又は時間
交通機関の事故等不可抗力	必要と認める日又は時間
風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失，破壊	1週間以内で必要と認める日又は時間
風水震火災その他非常災害により職員の現住居の滅失，破壊，交通遮断及び身体の危険の予想される場合	必要と認める日又は時間
出産（産前産後）	分娩予定日前8週間目（多胎妊娠の場合14週間目）から，分娩日後8週間目までの期間で必要と認める期間
妊娠中・出産後の保健指導等を受ける場合	1日1回，勤務時間の範囲内で必要と認める時間 産前の場合 妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週～35週まで 2週間に1回 妊娠36週～出産まで 1週間に1回 産後（1年以内）の場合 その間に1回
妊娠中の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにおいて，1日につき1時間を超えない範囲内で，必要と認める時間
妊娠障害	妊娠の期間において14日以内の日又は時間
生理	2日以内でその都度必要と認める日又は時間

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

特別休暇の内容	取得可能日数（時間）																								
不妊・不育治療	暦年で10日以内で必要と認める日又は時間																								
育児時間	1歳未満 1日2回以内1回60分以内 1歳以上3歳未満 1日2回以内1回30分以内																								
子育て・介護（家族休暇）	子の看護，子が在籍する学校の行事等への出席の場合 次の場合において，各日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間 中学校卒業までの子（障害のある子については満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が1人いる場合 暦年で5日 中学校卒業までの子若しくは障害のある満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が1人ずついる場合又は中学校卒業までの子が2人以上いる場合 暦年で6日 小学校6年生までの子又は障害のある満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上いる場合 暦年で10日 配偶者，父母，子等の介護の場合 暦年で5日以内（日常生活を営むのに支障がある者が2人以上いる場合は暦年で10日以内）で必要と認める日又は時間 配偶者の分娩の場合 産前8週産後8週の期間に8日以内で必要と認める日又は時間																								
結婚	結婚の日からおおむね1年以内で，8日以内で必要と認める日又は時間																								
忌引	次の範囲内で必要と認める日又は時間 <table><tr><th>死亡した者</th><th>血族</th><th>姻族</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>10日</td><td>—</td></tr><tr><td>1親等の直系尊属（父母）</td><td>7日</td><td>7日</td></tr><tr><td>1親等の直系卑属（子）</td><td>5日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等の直系尊属（祖父母）</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等の直系卑属（孫）</td><td>1日</td><td>—</td></tr><tr><td>2親等の傍系者（兄弟姉妹）</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>3親等の傍系尊属（伯叔父母）</td><td>1日</td><td>1日</td></tr></table>	死亡した者	血族	姻族	配偶者	10日	—	1親等の直系尊属（父母）	7日	7日	1親等の直系卑属（子）	5日	1日	2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日	2親等の直系卑属（孫）	1日	—	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日
死亡した者	血族	姻族																							
配偶者	10日	—																							
1親等の直系尊属（父母）	7日	7日																							
1親等の直系卑属（子）	5日	1日																							
2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日																							
2親等の直系卑属（孫）	1日	—																							
2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日																							
3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日																							
父母，配偶者及び子の祭日	慣習上必要と認める日又は時間																								

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

特別休暇の内容	取得可能日数（時間）
夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	7月1日から10月31日までの期間内において、週休日及び休日を除いて原則として連続する6日以内の日
心身の健康の維持及び増進	満30、40及び50歳の職員について、誕生日から1年間で週休日及び休日を除いて原則として連続する3日以内の日（分割取得可）
永年勤続表彰	永年勤続表彰を受けた日から1年間で4日以内の日
公務外で国体、全国障害者スポーツ大会への選手、監督、コーチとしての参加	最小限度必要と認める日又は時間
通信教育の面接授業への参加	最小限度必要と認める日又は時間

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(2) 特別休暇等〔会計年度任用職員（短時間勤務を除く）〕

令和3年4月1日現在

特別休暇等の内容	対象となる職員の任用期間	取得可能日数（時間）
選挙権その他公民としての権利行使		必要と認める日又は時間
裁判員，証人，鑑定人，参考人等として国会，裁判所等へ出頭する場合		必要と認める日又は時間
骨髄又は末梢血幹細胞の提供（ドナー休暇）		必要と認める日又は時間
災害や交通機関の事故等により出勤が困難な場合		必要と認める日又は時間
災害等に際し出勤途上の危険を回避する場合		必要と認める日又は時間
災害により現住所が滅失・損壊等した場合		1週間を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
出産（産前産後）		産前：分娩予定日6週間（多胎妊娠の場合14週間）前から出産の日までの申し出た期間 産後：分娩日の翌日から8週間を経過するまでの期間
妊娠中・出産後の保健指導等を受ける場合		都度必要と認める日又は時間 産前の場合 妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週～35週まで 2週間に1回 妊娠36週～出産まで 1週間に1回 産後（1年以内）の場合 その間に1回
妊娠中の通勤緩和		勤務時間の始め又は終わりにおいて，1日につき1時間を超えない範囲内で，必要と認める時間
母子保健法の規定による保健指導や健康診査に基づく指導事項を守るため勤務できない場合		必要と認める日又は時間
生理		必要と認める日又は時間

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

特別休暇等の内容	対象となる職員の任用期間	取得可能日数（時間）
保育時間		1歳未満 1日2回以内1回30分以内
育児休業	継続勤務1年以上 かつ 子が1歳6か月に達する日までに任期満了及び引き続き任用されないことが明らかでない かつ 3日以上/週又は121日以上/年	子が1歳（一定の場合は2歳）に達する日までの期間
部分休業	継続勤務1年以上 かつ 6時間15分以上/日の日がある かつ 3日以上/日又は121日以上/年	子が3歳に達する日まで、勤務時間の始め又は終わりに1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内の時間 （30分単位で取得）
子（小学校就学の始期に達するまで）の看護、健康診断、予防接種を受けさせるための場合	3日以上/週 又は 121日以上/年 かつ継続勤務6月以上	1の年度で5日以内（子が2人以上いる場合は10日以内）の日又は時間
短期介護	3日以上/週 又は 121日以上/年 かつ継続勤務6月以上	1の年度で5日以内（要介護者が2人以上いる場合は10日以内）の日又は時間
介護休暇	3日以上/週 又は 121日以上/年 かつ 継続勤務1年以上 かつ 休暇開始予定日から93日～6月を経過する日までに任用期間満了及び引き続き任用されないことが明らかでない	介護を必要とする継続する状態ごとに、3回を超えず、通算して93日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間 （時間単位で取得する場合は勤務時間の始め又は終わりに1日4時間以内）
介護時間	3日以上/週 又は 121日以上/週 かつ 継続勤務1年以上 かつ 6時間15分以上/日の日がある	連続する3年以内 勤務時間の始め又は終わりに1日2時間（1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間未満なら当該減じた時間）以内で必要と認める時間 （30分単位で取得）

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

特別休暇等の内容	対象となる職員の任用期間	取得可能日数（時間）																													
結婚		結婚の日の5日前から結婚日後1月の範囲内で連続5日以内の日又は時間																													
公務上の傷病		必要と認める日又は時間																													
私傷病	6月以上 又は 継続勤務6月以上 （47日/年以下を除く）	週又は年の勤務日数に応じて定められる日数の範囲内で必要と認める日又は時間 （下表参照）																													
		1週間の勤務日数	5日以上又は4日以上かつ29時間以上/週	4日かつ29時間未満/週	3日	2日	1日																								
		1年間の勤務日数	217日以上	169日以上216日以下	121日以上168日以下	73日以上120日以下	48日以上72日以下																								
		付与日数	10日	7日	5日	3日	1日																								
忌引		次の範囲内で必要と認める日又は時間																													
		<table><tr><th>死亡した者</th><th>血族</th><th>姻族</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>10日</td><td>—</td></tr><tr><td>1親等の直系尊属（父母）</td><td>7日</td><td>7日</td></tr><tr><td>1親等の直系卑属（子）</td><td>5日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等の直系尊属（祖父母）</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>2親等の直系卑属（孫）</td><td>1日</td><td>—</td></tr><tr><td>2親等の傍系者（兄弟姉妹）</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>3親等の傍系尊属（伯叔父母）</td><td>1日</td><td>1日</td></tr></table>						死亡した者	血族	姻族	配偶者	10日	—	1親等の直系尊属（父母）	7日	7日	1親等の直系卑属（子）	5日	1日	2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日	2親等の直系卑属（孫）	1日	—	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日
死亡した者	血族	姻族																													
配偶者	10日	—																													
1親等の直系尊属（父母）	7日	7日																													
1親等の直系卑属（子）	5日	1日																													
2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日																													
2親等の直系卑属（孫）	1日	—																													
2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日																													
3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日																													

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

特別休暇等の内容	対象となる職員の任用期間	取得可能日数（時間）					
夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	下表参照	7月1日から10月31日までの期間内において、週又は年の勤務日数に応じて、下の表に定める日数					
	1週間の勤務日数	5日以上 又は 4日以下 かつ29時間以上/週	4日以上 かつ29時間未満/週	3日	2日	1日	
	1年間の勤務日数	217日以上	169日以上 216日以下	121日以上 168日以下	73日以上 120日以下	48日以上 72日以下	
	付与日数	3日	3日	3日	2日	1日	

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

令和2年度早期退職に係る募集実施要項

令和2年10月1日

1 募集の目的

本県の年齢別構成を適正化することを目的として、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うものである。

2 募集の対象

5の退職すべき期日において勤続11年以上かつ45歳以上（医師及び歯科医師については50歳以上）の職員（※注1参照）

3 募集人数

20人

4 募集期間

令和2年10月 1日（木）午前10時から

令和2年12月28日（月）午後 5時まで

5 退職すべき期日

令和3年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがある。

6 応募の手続等

（1）応募の手続

応募しようとする職員は、早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該申請書について、主管課長を経由して総務部人事課長に提出する。

（2）認定又は不認定の通知書の交付

知事は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する（令和3年1月中旬に通知予定）。

（3）応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後に応募を取り下げたい場合は、早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）を（1）の応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

総務部人事課人事班

電 話：086-226-7217（直通）

メール：jinji@pref.okayama.lg.jp

※ 注1

次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ② 令和3年3月31日までに定年に達する職員
- ③ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。）若しくはこれに準ずる処分を受けている者又は4の募集期間中に懲戒処分若しくはこれに準ずる処分を受けた者

※ 注2

応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県知事 殿

応 募 年 月 日 令和 年 月 日

応募申請者署名 _____

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）令和3年3月31日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき期 日	令和 年 月 日
----------	----------

（注）「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※人事課記入欄

受理年月日	令和 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県知事 殿 取 下 げ 年 月 日 令和 年 月 日

取下げ申請者署名 _____

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	令和 年 月 日
退職すべき期日	令和 年 月 日

(注)「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※人事課記入欄

受理年月日	令和 年 月 日
応募申請書の受理番号	

別紙様式3

退職すべき期日の繰下げ同意書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

同意者署名

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げること同意します。

既に通知された退職すべき期日	令和 年 月 日
認定年月日	令和 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

令和2年度早期退職に係る募集実施要項

令和2年9月30日

1 趣旨

この募集実施要項は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 募集の対象

岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る県教育委員会事務局、教育機関及び公立学校（岡山市立学校を除く。）の職員並びに県教育委員会から市町村教育委員会に派遣している職員のうち、5の退職すべき期日において勤続11年以上かつ45歳以上のもの（注1参照）

3 募集人数

150人

4 募集期間

令和2年 9月30日（水）午前10時から

令和2年12月28日（月）午後 5時まで

5 退職すべき期日

令和3年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

応募しようとする職員は、早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該応募申請書について、次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより提出する。

ア 県教育委員会事務局及び教育機関の職員並びに県立学校の事務関係職員

4の募集期間内に岡山県教育庁教育政策課長に提出する。ただし、当該提出後、4の募集期間内に新たに応募申請書が提出された場合は、速やかに提出する。

イ 県立学校の教職員（事務関係職員を除く。）

4の募集期間内に岡山県教育庁教職員課長に提出する。ただし、当該提出後、4の募集期間内に新たに応募申請書が提出された場合は、速やかに提出する。

ウ 市町村（組合）立学校（岡山市立学校を除く。）の県費負担教職員

別に定める応募申請書の提出期限までに、岡山県教育庁教職員課長に提出する。

エ 県教育委員会から市町村教育委員会に派遣している職員

別に定める応募申請書の提出期限までに、岡山県教育庁教育政策課長に提出する。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

県教育委員会は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。

(令和3年1月中旬から2月上旬までの間に通知する予定)

(3) 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、早期退職に係る募集応募取下げ申請書(別紙様式2)を(1)の応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

(1) 6(1)ア及びエに規定する職員関係

岡山県教育庁教育政策課 担当：人事班

e-mail: kyoiku-jinji@pref.okayama.lg.jp

(2) 6(1)イ及びウに規定する教職員関係

岡山県教育庁教職員課 担当：義務教育人事班

e-mail: gimujinji@pref.okayama.lg.jp

担当：高校教育人事班

e-mail: koukoujinji@pref.okayama.lg.jp

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

① 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

② 令和3年3月31日までに定年に達する職員

③ 募集開始日において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分(ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。)又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県教育委員会 殿
応募年月日 令和 年 月 日
応募申請者 印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

（注）令和3年3月31日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき 期 日	令和 年 月 日
--------------	----------

（注）「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※県教育委員会記入欄

受理年月日	令和 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県教育委員会 殿

取下げ年月日 令和 年 月 日

取下げ申請者

印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	令和 年 月 日
退職すべき期日	令和 年 月 日

（注）「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※県教育委員会記入欄

受理年月日	令和 年 月 日
応募申請書の受理番号	

別紙様式3

退職すべき期日の繰下げ同意書

令和 年 月 日

岡山県教育委員会 殿

所属名
氏 名 印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

既に通知された退職すべき期日	令和 年 月 日
認定年月日	令和 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

令和2年度早期退職に係る募集実施要項

令和2年11月16日

1 募集の目的

今般、組織の年齢別構成を適正化することを目的として、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うものである。

2 募集の対象

令和3年3月31日現在において、勤続11年以上かつ45歳以上の職員（注1参照）

3 募集人数

15人

4 募集期間

令和2年11月16日（月） 午前10時00分から

令和2年12月28日（月） 午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長する場合がある。

5 退職すべき期日

令和3年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

応募しようとする職員は、「早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）」に必要事項を記入の上、募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該申請書を警務部警務課長に提出する。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

警察本部長は、募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する（令和3年1月下旬に通知する予定）。

(3) 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

警務課人事第一係

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 会計年度任用職員及び再任用職員
- ② 令和3年3月31日までに定年に達する職員
- ③ 令和2年11月16日（募集開始日）において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに令和2年11月16日から令和2年12月28日まで（募集期間中）に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県警察本部長 殿 応募年月日 令和 年 月 日

応募申請者 _____

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏 名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 令和3年3月31日の見込みで記入すること。

2 退職すべき期日について

退職すべき期日	令和 年 月 日
---------	----------

(注) 「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※ 警務課記入欄

受理年月日	令和 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

別紙様式 2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県警察本部長 殿

取下げ年月日 令和 年 月 日

取下げ申請者

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな 氏 名		所属	
		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	令和 年 月 日
退職すべき期日	令和 年 月 日

(注)「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※警務課記入欄

受理年月日	令和 年 月 日
応募申請書の受理番号	

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

二 令和2年度における岡山県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の受験者及び合格者の状況

試験名	試験区分	受験者	合格者 第一次	受験者 第二次	合格者	競争率
県職員 A		人	人	人	人	倍
	行政	(127) 306	(57) 148	(55) 143	(35) 74	4.1
	化学	(7) 19	(3) 8	(3) 8	(1) 3	6.3
	衛生	(8) 8	(7) 7	(6) 6	(2) 2	4.0
	農業	(17) 36	(16) 34	(13) 31	(10) 18	2.0
	土木	(1) 12	(1) 11	(1) 11	(1) 7	1.7
	農業土木	(2) 6	(2) 6	(2) 6	(2) 6	1.0
	畜産	(3) 5	(3) 5	(3) 5	(1) 3	1.7
	林業	(2) 7	(2) 6	(2) 6	(2) 6	1.2
	建築	(3) 4	(2) 3	(1) 2	(0) 1	4.0
	電気	(0) 7	(0) 7	(0) 7	(0) 3	2.3
計		(170) 410	(93) 235	(86) 225	(54) 123	3.3
県職員 A (追加)	土木	(0) 8	(0) 4	(0) 3	(0) 3	2.7
	農業土木	(2) 3	(2) 3	(2) 3	(1) 2	1.5
	電気	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 1	1.0
	計	(2) 12	(2) 8	(2) 7	(1) 6	2.0
県職員 A (アピール型)	行政	(64) 170	(17) 40	(14) 34	(7) 15	11.3
計		(64) 170	(17) 40	(14) 34	(7) 15	11.3
県職員 B	事務	(13) 36	(4) 12	(4) 11	(3) 5	7.2
	土木	(0) 9	(0) 7	(0) 3	(0) 3	3.0
	林業	(0) 2	(0) 0	—	—	—
	小計	(13) 47	(4) 19	(4) 14	(3) 8	5.9
市町村立小・中 学校事務職員	A	(77) 135	(17) 35	(11) 25	(4) 7	19.3
	B	(27) 41	(11) 19	(11) 18	(5) 7	5.9
	小計	(104) 176	(28) 54	(22) 43	(9) 14	12.6
計		(117) 223	(32) 73	(26) 57	(12) 22	10.1
県職員 (社会人経験者等対象)	行政	(54) 164	(17) 46	(14) 41	(7) 16	10.3
	土木	(0) 7	(0) 5	(0) 4	(0) 4	1.8
	小計	(54) 171	(17) 51	(14) 45	(7) 20	8.6
障害者対象	県職員 (事務)	(9) 19	(5) 9	(5) 9	(2) 4	4.8
	市町村立小・中 学校事務職員	(1) 1	(1) 1	(0) 0	—	—
	小計	(10) 20	(6) 10	(5) 9	(2) 4	5.0
岡山県職員等合計		(417) 1,006	(167) 417	(147) 377	(83) 190	5.3

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

試験名	試験区分	受験者	合格者 第一次	受験者 第二次	合格者	競争率
岡山県警察官等 採用試験	警 察 官 A (男性)	人 298	人 188	人 165	人 57	倍 5.2
	警 察 官 A (女性)	74	54	47	16	4.6
	小 計	(74) 372	(54) 242	(47) 212	(16) 73	5.1
	警 察 行 政 職 員 A	(68) 115	(18) 33	(18) 32	(5) 9	12.8
	計(A)	(142) 487	(72) 275	(65) 244	(21) 82	5.9
	警 察 官 B (男性)	234	157	146	36	6.5
	警 察 官 B (女性)	64	49	45	9	7.1
	小 計	(64) 298	(49) 206	(45) 191	(9) 45	6.6
	警 察 行 政 職 員 B	(12) 25	(8) 14	(8) 12	(2) 3	8.3
	計(B)	(76) 323	(57) 220	(53) 203	(11) 48	6.7
	警 察 行 政 職員 (障害者 対象)	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 0	—
警察官等合計		(218) 811	(129) 496	(118) 448	(32) 130	6.2

(注1) () 内は女性で内数

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(2) 選考の状況

①採用

給料表		任用級	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計
行政職		級	人	人	人	人	人	人	人
		9	1						1
		8							
		7							
		6	1	6					7
		5		2					2
		4	1	2					3
		3	2	7					9
		2	7	2	1				10
		1	19	3	4				26
研究職		5							
		4							
		3							
		2	3						3
		1							
医療職	(一)	4							
		3	2						2
		2							
		1	3						3
	(二)	7							
		6							
		5							
		4	1						1
		3							
		2	1						1
		1							
	(三)	6							
		5							
		4							
		3							
		2	12						12
		1							
公安職		9							
		8			1				1
		7			1				1
		6			3				3
		5			1				1
		4			11				11
		3			2				2
		2							
		1			4				4
計			53	22	28				103

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

②昇任

給料表		任用級	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計
行政職		級	人	人	人	人	人	人	人
		9							
		8							
		7							
		6			2				2
		5							
		4			9				9
		3			11				11
		2			8				8
		1							
研究職		5							
		4							
		3			1				1
		2			2				2
		1							
医療職	(一)	4							
		3							
		2							
		1							
	(二)	7							
		6							
		5							
		4							
		3							
		2							
		1							
		(三)	6						
	5								
	4								
	3								
	2								
	公安職		9						
8									
7									
6									
5									
4									
3									
2									
1									
計					33				33

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和2年 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(令和2年10月29日 岡山県人事委員会)

報告及び勧告のポイント

期末手当・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（△0.05月分）

※月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 期末手当・勤勉手当（ボーナス）の改定等

1 民間との比較（昨年冬と本年夏の民間の特別給（ボーナス）の年間支給割合との比較）

民間の支給割合 4.44月（職員 4.50月）

備考 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうち、医療機関を除く257事業所を無作為抽出し、特別給（ボーナス）を調査（調査完了率：84.3%）

2 職員の期末手当・勤勉手当の改定等

- ・年間の支給割合を0.05月分引下げ（4.50月分 → 4.45月分）
- ・民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月 → 支給済み	1.30月 → 1.25月（△0.05月）
	勤勉手当	0.95月 → 支給済み	0.95月 → 改定なし
令和3年度	期末手当	1.30月 → 1.275月（△0.025月）	1.30月 → 1.275月（△0.025月）
	勤勉手当	0.95月 → 改定なし	0.95月 → 改定なし

3 改定の実施時期

- ・令和2年12月1日

II 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職・・・現行給与 374,189円 平均年齢 44.0歳 [対前年 △391円、△0.1歳]

Ⅲ 公務員人事管理

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた取組

- ・感染症対策を契機として進められた在宅勤務等の柔軟な働き方を、働きやすい勤務環境の実現と効率的な行政運営への変革の機会とすることが必要

2 人材の確保・育成

- ・採用試験における受験者数は総じて減少傾向にあり、より受験者層に届く募集・広報活動等を積極的に展開していくことが必要
- ・障がい者雇用促進の観点から、障がいの内容や程度に応じて能力が発揮されるよう、採用後の具体的な業務や職場環境の整備等について検討していくことが必要
- ・職員のモチベーションと主体性を高め、持てる能力を最大限発揮できるよう、計画的に人材育成に取り組むことが必要
- ・女性職員に多様な経験を積ませ、積極的に登用を進めるとともに、キャリア形成の道筋を示すなど、意欲を引き出す取組が重要

3 人事評価制度

- ・人事評価の結果を任用や給与等に適切に反映していくことは重要であり、人事評価を通して人材育成につなげることが大切
- ・職種、職場によって異なる事情を踏まえながら、適正に評価を行い、納得性のある制度として維持することが必要

4 仕事と生活の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスに対する職員の一層の理解と、各種休業・休暇制度の積極的な活用を促すことが必要
- ・感染症拡大防止も踏まえ、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、テレワークや時差出勤の恒常的な実施など様々な方策について検討することが必要

5 長時間労働の是正

- ・時間外勤務命令の上限規制の制度趣旨を十分に理解し、上限を超えた要因の分析・検証に基づく対策を講じるとともに、業務の削減・合理化や業務配分の適正化など具体的な取組を進めることが必要
- ・新たな技術導入による事務作業の効率化や勤務間インターバル制度など、民間や他団体の取組を参考に、本県の実情を踏まえ、職員の疲労蓄積を防止する取組を進めることが必要

6 心の健康づくり

- ・心の健康の問題は、未然防止が肝要であり、不調者の早期発見と早期対応、再発防止のための関係機関等との連携強化が重要

7 定年制度の見直し等

- ・定年の引上げ等に関する国の動向を注視しつつ、円滑な実施に向けた準備が必要
- ・当面は、再任用職員の職域拡大、フルタイムでの任用の拡大等に向けた取組を進めることが必要

8 公務員倫理の徹底

- ・職員が公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って全力で職務に精励できるよう、不祥事根絶に向けた取組を推進することが必要
- ・法律等で防止措置などが規定されたパワーハラスメントをはじめ、あらゆるハラスメント行為の未然防止や解決に向け、十分な対策が必要

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

《参考1》 令和2年度の平均年間給与（行政職：平均年齢 44.0歳）

勧告前	勧告後	勧告前後の差
6,240千円	6,220千円	△20千円

《参考2》 最近の給与勧告の状況

	月例給		期末・勤勉手当		平均年間給与	
	較差率	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成23年	0.19%	0.18%	4.00月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成24年	0.01%	—	3.95月	△0.05月	△ 1.9万円	△0.3%
平成25年	0.04%	—	3.95月	—	—	—
平成26年	0.16%	0.16%	4.10月	0.15月	6.7万円	1.1%
平成27年	0.21%	0.21%	4.20月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成28年	0.12%	0.12%	4.30月	0.10月	4.6万円	0.8%
平成29年	0.11%	0.11%	4.40月	0.10月	4.5万円	0.7%
平成30年	0.06%	0.06%	4.45月	0.05月	1.6万円	0.3%
令和元年	0.06%	0.06%	4.50月	0.05月	1.4万円	0.2%
令和2年	集計中		4.45月	△0.05月	△ 2.0万円	△0.3%

※ 平均年間給与の欄は、各年の勧告実施による増減を示したもの

※ 令和2年の平均年間給与は、期末・勤勉手当の支給月数の増減のみ反映したもの

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

令和2年 職員の給与に関する報告の骨子

(令和2年11月12日 岡山県人事委員会)

今回の報告のポイント

民間給与との較差（△0.02%）は極めて小さく、月例給の改定なし

I 民間給与との比較

(職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較)

民間給与(A)	職員給与(B) [行政職、平均44.0歳]	較 差 $(A) - (B) \left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$	〈参 考〉 較 差 (国)
374,113円	374,189円	△76円 (△0.02%)	△164円 (△0.04%)

備考 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから257事業所を無作為抽出し、当該事業所の約8,300人の個人別給与を実地調査（調査完了率：88.6%）

II 月例給の改定方針

- ・民間との較差（△0.02%）は極めて小さく、職員給与と民間給与はおおむね均衡していることなどから、給料表の改定を行わない。

(参考) 期末手当・勤勉手当の改定（令和2年10月29日勧告）

民間の支給割合（4.44月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

	令和元年度末現在 未処理件数	令和2年度の 措置要求件数	令和2年度の 処理件数	令和2年度末現在 未処理件数
給 与				
旅 費				
勤 務 時 間				
休 暇				
執 務 環 境				
厚 生 福 利				
転 任				
任 用				
そ の 他				
計				

4 不利益処分に関する審査請求の状況

		令和元年度末現在 未処理件数	令和2年度の 審査請求件数	令和2年度の 処理件数	令和2年度末現在 未処理件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	分限免職				
懲 戒 処 分	戒 告				
	減 給				
	停 職				
	懲戒免職				
	転 任				
	そ の 他		1	1	
	計		1	1	

◎岡山県告示第五百三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 谷尾食糧工業株式会社

住 所 和気郡和気町和気814

氏 名 代表取締役 谷尾 誠

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 谷尾食糧工業株式会社

所在地 和気郡和気町和気814

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(3) 特定施設に関する事項

区		分	新 設		廃 止	
種		類	8 製あん業の用に供 する粗製あんの沈で んそう（4″）		8 製あん業の用に供 する粗製あんの沈で んそう（4）	
能		力	3 t /時		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日			許可後直ちに		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日			－		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日			工事完成后直ちに		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要			連続9時間 冬期は11時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）		67.25	82.5	同左	
	p H		6.0～9.0			
	B O D（mg／L）		1,000	1,200		
	C O D（mg／L）		900	1,000		
	S S（mg／L）		1,000	1,200		
	油 分（mg／L）		30	50		
	T－N（mg／L）		40	60		
	T－P（mg／L）		40	60		
	大腸菌群数（個／cm ³ ）		－	－		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

令和３年９月２８日 岡山県公報 第１２３３１号

２ 縦覧の期間及び場所

- (１) 期 間 令和３年９月２８日から同年１０月１９日まで
- (２) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び和気町役場

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

◎岡山県告示第五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

英田郡西栗倉村大字坂根字梅ヶ途二〇八、二〇九、二一一、二三〇、二三一、二三六、二三七の一から二三七の五まで、二三八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅ヶ途二〇八、二〇九、二一一、二三〇、二三一、二三六、二三七の二から二三七の五まで、二三八

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び西栗倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

◎岡山県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁旭線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市有漢町有漢字卯正田六二番四地先から 高梁市有漢町有漢字七斗代六〇番七地先まで	新	一二・八ゝ 一五・六	八三・〇
高梁市有漢町有漢字卯正田六二番四地先から 高梁市有漢町有漢字七斗代六〇番七地先まで	旧	一三・四ゝ 一九・〇	八三・〇

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

◎岡山県告示第五百六号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 銀	一台	玉野H〇五二九
二六インチ 赤	一台	玉野H一三一〇〇
二六インチ 赤	二台	不明
二六インチ 赤	一台	玉野H〇六九九〇
二六インチ 銀	一台	香川AD五四七八八
二六インチ 銀	三台	不明
二六インチ 銀	一台	不明
二六インチ 黒	二台	不明
二六インチ 銀	一台	玉野H〇〇二四二
二六インチ 黒	一台	岡山J五五七二四
二六インチ 黄	一台	不明
二六インチ 銀	一台	玉野H一二一一七
二六インチ 白	二台	不明
二六インチ 緑	一台	岡山西K〇六七〇〇
二六インチ 赤	一台	玉野H〇二八七六
二六インチ 黒	一台	千葉一二一八七七
二六インチ 白	一台	玉野S〇六二四四
二六インチ 銀	一台	総社A二四三〇八
二六インチ 銀	一台	岡山D八七七〇五
二六インチ 白	一台	不明

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

二十インチ 黒	一台	不明
---------	----	----

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和三年八月十二日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル東駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 ○八六三一三一―三二一一

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

〔四〇〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があつた。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

台金屋土地改良区

二 就職清算人

就職清算人氏名 住 所

西岡 芳博 真庭市台金屋三六四―四

村松 強 〃 六六七

三村 亀一 〃 六一七―一

坂本 薫 〃 六五九―九

浅雄 勝彦 〃 多田二〇九

清水 千寿 〃 五反五九一

花本 一利 〃 目木一二八〇

船津 仁志 〃 台金屋二七一―一

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

〔四〇一〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

令和三年九月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 有限会社松岡建設

所在地 勝田郡勝央町勝間田一八四―二二

代表者の氏名 松岡 正利

許可番号 岡山県知事許可（般―二八）第一六三九三号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

2 期間

令和三年十月十二日から同月十四日までの三日間

四 処分の原因となった事実

有限会社松岡建設の役員が、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二（焼却禁止）の規定に違反し、令和三年七月八日に津山簡易裁判所から罰金五十万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

〔四〇二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	玉野市上山坂及び下山坂地内
測量の種類	公共測量（数値地形図作成）
測量期間	令和三年九月十五日から令和四年一月三十一日まで

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

〔四〇三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字阿部前七二―四、七二―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一四七―七

川崎 竜司

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月七日岡山県指令建指第七一号

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

〔四〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字阿部前七二一六、七二一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西坂一三四二一二六九

中山 雄斗

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月七日岡山県指令建指第七二号

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

〔四〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字見延七八五―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一〇二六―一ウイングA棟一〇二

増田 圭佑

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月二十九日岡山県指令建指第一〇六号

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

〔四〇六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字北国府前二二九―一、二三〇―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一四二六―六真壁住宅一―八号

杉井 大作

三 許可年月日及び許可番号

令和三年七月二日岡山県指令建指第一一九号

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

◎公立大学法人岡山県立大学公告第十三号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定により、公立大学法人岡山県立大学の令和二年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和三年九月二十八日

公立大学法人岡山県立大学理事長

沖

陽

子

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

貸借対照表 (令和3年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地	3,962,416,334	
減損損失累計額	<u>△ 97,466,631</u>	3,864,949,703
建物	9,435,076,141	
減価償却累計額	<u>△ 5,589,911,577</u>	
減損損失累計額	<u>△ 52,904,074</u>	3,792,260,490
構築物	243,829,669	
減価償却累計額	<u>△ 201,488,409</u>	42,341,260
機械装置	3,199,054	
減価償却累計額	<u>△ 2,299,109</u>	899,945
工具器具備品	762,643,590	
減価償却累計額	<u>△ 699,765,911</u>	62,877,679
図書		1,249,432,550
美術品・収蔵品		6,000,000
建設仮勘定		<u>1,987,960</u>
有形固定資産合計		9,020,749,587

2 無形固定資産

特許権		390,283
特許権仮勘定		1,730,365
ソフトウェア		6,614,526
電話加入権		<u>96,000</u>
無形固定資産合計		8,831,174

3 投資その他の資産

長期性預金		<u>100,000,000</u>
投資その他の資産合計		<u>100,000,000</u>
固定資産合計		<u>9,129,580,761</u>

II 流動資産

現金及び預金		1,041,013,547
未収学生納付金収入	3,478,000	
徴収不能引当金	<u>0</u>	3,478,000
未収入金		77,467,900
たな卸資産		6,226,548
前払費用		19,497,720
未収収益		<u>1,042</u>
流動資産合計		<u>1,147,684,757</u>
資産合計		<u><u>10,277,265,518</u></u>

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	520,966,497	
資産見返補助金等	2,502,807	
資産見返寄附金	170,089,316	
資産見返物品受贈額	1,038,833,039	
建設仮勘定見返運営費交付金	1,987,960	
特許権仮勘定見返運営費交付金	1,730,365	1,736,109,984

長期寄附金債務 80,190,590

長期未払金 676,680

固定負債合計 1,816,977,254

II 流動負債

運営費交付金債務	7,815,948	
寄附金債務	49,508,160	
前受受託研究費	2,939,040	
前受共同研究費	4,699,367	
未払金	409,759,494	
未払消費税等	567,200	
前受金	4,648,669	
預り科学研究費補助金等	52,349,900	
預り金	18,006,877	

流動負債合計 550,294,655

負債合計 2,367,271,909

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	12,091,632,943	
資本金合計		12,091,632,943

II 資本剰余金

資本剰余金	438,201,262	
損益外減価償却累計額(△)	△ 5,179,272,289	
損益外減損損失累計額(△)	△ 150,370,705	
資本剰余金合計		△ 4,891,441,732

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金	380,897,226	
教育研究の質の向上及び組織運営の改善積立金	272,753,582	
当期末処分利益	56,151,590	
(うち当期総利益)	(56,151,590)	
利益剰余金合計		709,802,398
純資産合計		7,909,993,609
負債純資産合計		10,277,265,518

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

損益計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

経常費用			
業務費			
教育経費	624,627,083		
研究経費	158,345,174		
教育研究支援経費	36,076,153		
受託研究費	30,534,916		
共同研究費	16,266,228		
受託事業費	10,898,045		
役員人件費	32,833,791		
教員人件費	1,782,314,082		
職員人件費	473,805,658	3,165,701,130	
一般管理費		362,004,953	
財務費用			
支払利息	21,163	21,163	
経常費用合計			3,527,727,246
経常収益			
運営費交付金収益		2,087,476,266	
授業料収益		946,239,510	
入学金収益		107,968,400	
検定料収益		50,924,800	
受託研究収益			
国又は地方公共団体からの受託研究収益	2,387,000		
国又は地方公共団体以外からの受託研究収益	34,103,802	36,490,802	
共同研究収益			
国又は地方公共団体からの共同研究収益	797,900		
国又は地方公共団体以外からの共同研究収益	16,199,202	16,997,102	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	11,012,857	11,012,857	
補助金等収益		129,932,258	
寄附金収益		24,941,921	
施設費収益		49,877,700	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	46,760,547		
資産見返寄附金戻入	17,416,199		
資産見返補助金等戻入	606,544		
資産見返物品受贈額戻入	12,905,041	77,688,331	
財務収益			
受取利息	42,824	42,824	
雑益			
財産貸付料収益	10,195,216		
講習料収入	260,000		
手数料収入	479,414		
物品等売払収入	205,955		
研究関連収入	17,369,781		
その他雑益	19,138,253	47,648,619	
経常収益合計			3,587,241,390
経常利益			59,514,144
臨時損失			
固定資産除却損		3,362,554	3,362,554
過年度人件費			
臨時利益			
資産見返運営費交付金等戻入		0	
資産見返寄附金戻入		0	
資産見返物品受贈額戻入		0	
運営費交付金精算収益化額		0	0
当期純利益			56,151,590
当期総利益			56,151,590

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

キャッシュ・フロー計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 635,940,072
	人件費支出	△ 2,158,620,532
	その他の業務支出	△ 345,756,097
	運営費交付金収入	2,118,408,000
	授業料収入	845,414,410
	入学金収入	98,254,400
	検定料収入	50,856,800
	受託研究収入	32,651,876
	共同研究収入	17,745,800
	受託事業等収入	11,473,881
	補助金等収入	118,072,410
	寄附金収入	25,712,310
	預り科学研究費補助金等の受払	23,191,127
	研究関連収入	23,431,807
	財産貸付料収入	10,178,086
	その他の収入	10,039,588
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>245,113,794</u>
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 75,393,757
	無形固定資産の取得による支出	△ 52,070
	施設費による収入	91,993,000
	定期預金の預入による支出	△ 100,000,000
	定期預金の払戻による収入	100,000,000
	小計	<u>16,547,173</u>
	利息及び配当金の受取額	<u>49,671</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>16,596,844</u>
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 996,203
	小計	<u>△ 996,203</u>
	利息の支払額	<u>△ 21,163</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 1,017,366</u>
IV	資金増加額	260,693,272
V	資金期首残高	<u>700,129,685</u>
VI	資金期末残高	<u><u>960,822,957</u></u>

利益の処分に関する書類
(第14期事業年度)

(単位：円)

I 当期末処分利益
当期総利益

56,151,590

II 利益処分額

地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の
承認を受けようとする額

教育研究の質の向上及び組織運営の改善積立金

56,151,590

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

行政サービス実施コスト計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	3,165,701,130	
一般管理費	362,004,953	
財務費用	21,163	
臨時損失	3,362,554	3,531,089,800

(2) (控除) 自己収入等

授業料収益	△ 946,239,510	
入学金収益	△ 107,968,400	
検定料収益	△ 50,924,800	
受託研究収益	△ 36,490,802	
共同研究収益	△ 16,997,102	
受託事業等収益	△ 11,012,857	
寄附金収益	△ 24,941,921	
資産見返寄附金戻入	△ 17,416,199	
財務収益	△ 42,824	
雑益	△ 30,278,838	△ 1,242,313,253

業務費用合計 2,288,776,547

II 損益外減価償却相当額 202,368,918

III 引当外賞与増加見積額 △ 2,676,547

IV 引当外退職給付増加見積額 △ 41,772,036

V 機会費用

地方公共団体出資の機会費用 8,744,667

VI 行政サービス実施コスト 2,455,441,549

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

注 記 事 項

I 重要な会計方針

「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」（平成30年3月30日総務省告示第125号改訂）及び「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（総務省自治行政局，総務省自治財政局，日本公認会計士協会平成30年5月改訂）を適用して，財務諸表等を作成しています。

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。なお，退職一時金に充当される運営費交付金については費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については，法人税法上の耐用年数を基準とし，受託研究収入により購入した償却資産は当該受託研究期間を耐用年数としております。また，岡山県から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	6 年～4 7 年				
構	築	物	1 4 年～2 4 年			
機	械	装	置	8 年～1 0 年		
工	具	器	具	備	品	2 年～1 5 年

なお，特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については，損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお，法人内利用のソフトウェアについては，法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については，翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため，退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお，行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は，地方独立行政法人会計基準第89-4に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

4 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

5 徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6 たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

7 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和3年3月末利回りを参考に0.120%で計算しております。

8 リース取引の会計処理

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

II 貸借対照表関係

1 退職給付見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は、983,865,302円です。

(岡山県からの派遣職員に対する退職給付の見積額は上記金額から除いております。)

2 賞与見積額

運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は、133,213,432円です。

3 長期寄附金債務

固定負債の長期寄附金債務に記載した金額は、岡山県立大学学術研究振興事業基金への積立金相当額及び同基金から生じた利息相当額を計上しております。

III 損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△6,006,546円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、62,158,136円であります。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

IV キャッシュ・フロー計算書関係

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,041,013,547円
定期預金	<u>△ 80,190,590円</u>
資金期末残高	<u>960,822,957円</u>

2 重要な非資金取引

現物寄附の受入による資産の取得

工具器具備品	3,150,620円
図書	<u>770,353円</u>
合計	<u>3,920,973円</u>

V 行政サービス実施コスト計算書関係

1 引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額

引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額には、岡山県からの派遣職員に係るものが△957,246円及び 4,272,031円含まれております。

2 機会費用の内訳

設立団体(岡山県)に係る額 8,744,667円

VI 減損会計関係

1 減損を認識した固定資産

該当事項はありません。

2 減損の兆候が認められた固定資産

(1) 教職員宿舎

① 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途：総社教職員宿舎 種類：土地、建物 場所：岡山県総社市総社

帳簿価額：土地 84,597,127円、建物 137,020,898円

② 認められた減損の兆候の概要：上記宿舎の入居率が50%を下回っております。

③ 減損損失の認識に至らなかった理由：現に使用しており、今後においても使用が見込まれています。

(2) 電話加入権

① 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途：電話加入権 種類：電話加入権 場所：岡山県総社市

帳簿価額：96,000円

② 認められた減損の兆候の概要：固定資産の市場価格が帳簿価額に比べ50%以上下落しております。

③ 減損損失の認識に至らなかった理由：回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っております。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

Ⅶ 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅷ 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については地方独立行政法人法第43条の規定に基づき、預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しております。資金運用に当たっては市場リスク及び信用リスクを加味し、資金運用に関する内部規定に基づいて、現状では預金により運用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額 (※1)	時 価 (※1)	差 額 (※1)
(1) 現金及び預金	1,041,013,547	1,041,013,547	-
(2) 長期性預金	100,000,000	100,002,000	2,000
(3) 未払金	(409,759,494)	(409,759,494)	-

(※1) 負債に計上されたものについては、() で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

現金及び預金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期性預金

長期性預金の時価については、元利金額を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法により算定しております。

(3) 未払金

未払金は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅸ 資産除去債務関係

該当事項はありません。

X 賃貸等不動産関係

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

XI 重要な後発事象

該当事項はありません。

令和3年9月28日

岡山県公報

第12331号

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資 産 の 種 類		期 残 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 残 末 高	減 価 償 却 累 計 額		減 損 損 失 累 計 額			差 引 当 期 末 残 高	摘 要
							当 期 償 却 額		当 期 損 益 内	当 期 損 益 外		
有形固定資産 (特定償却資産)	建 物	8,492,964,329	24,490,199	-	8,517,454,528	5,154,043,120	197,109,967	52,904,074	-	-	3,310,507,334	(注1)
	工 具 器 具 備	26,604,918	3,816,101	-	30,421,019	12,376,876	3,306,787	-	-	-	18,044,143	
	計	8,519,569,247	28,306,300	-	8,547,875,547	5,166,419,996	200,416,754	52,904,074	-	-	3,328,551,477	
有形固定資産 (特定償却 資産以外)	建 物	912,113,818	5,507,795	-	917,621,613	435,868,457	38,434,008	-	-	-	481,753,156	(注2)
	構 築 物	243,829,669	-	-	243,829,669	201,488,409	13,313,629	-	-	-	42,341,260	
	機 械 装 置	3,199,054	-	-	3,199,054	2,299,109	282,710	-	-	-	899,945	
	工 具 器 具 備	747,735,669	15,916,574	31,429,672	732,222,571	687,389,035	24,415,232	-	-	-	44,833,536	
	図 書	1,237,507,764	13,172,200	1,247,414	1,249,432,550	-	-	-	-	-	1,249,432,550	
	計	3,144,385,974	34,596,569	32,677,086	3,146,305,457	1,327,045,010	76,445,579	-	-	-	1,819,260,447	
非 償 却 資 産	土 地	3,962,416,334	-	-	3,962,416,334	-	-	97,466,631	-	-	3,864,949,703	
	美 術 品 ・ 収 蔵 品	6,000,000	-	-	6,000,000	-	-	-	-	-	6,000,000	
	建 設 仮 勘 定	2,186,546	1,903,000	2,101,586	1,987,960	-	-	-	-	-	1,987,960	
	計	3,970,602,880	1,903,000	2,101,586	3,970,404,294	-	-	97,466,631	-	-	3,872,937,663	
合 計	土 地	3,962,416,334	-	-	3,962,416,334	-	-	97,466,631	-	-	3,864,949,703	
	建 物	9,405,078,147	29,997,994	-	9,435,076,141	5,589,911,577	235,543,975	52,904,074	-	-	3,792,260,490	
	構 築 物	243,829,669	-	-	243,829,669	201,488,409	13,313,629	-	-	-	42,341,260	
	機 械 装 置	3,199,054	-	-	3,199,054	2,299,109	282,710	-	-	-	899,945	
	工 具 器 具 備	774,340,587	19,732,675	31,429,672	762,643,590	699,765,911	27,722,019	-	-	-	62,877,679	
	図 書	1,237,507,764	13,172,200	1,247,414	1,249,432,550	-	-	-	-	-	1,249,432,550	
	美 術 品 ・ 収 蔵 品	6,000,000	-	-	6,000,000	-	-	-	-	-	6,000,000	
	建 設 仮 勘 定	2,186,546	1,903,000	2,101,586	1,987,960	-	-	-	-	-	1,987,960	
	計	15,634,558,101	64,805,869	34,778,672	15,664,585,298	6,493,465,006	276,862,333	150,370,705	-	-	9,020,749,587	

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

資 産 の 種 類		期 首 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 高	減 価 償 却 累 計 額		減 損 損 失 累 計 額			差 引 当 期 末 高	摘 要
							当 期 償 却 額		当 期 損 益 内	当 期 損 益 外		
無形固定資産 (特定償却資産)	ソフウェア	13,446,324	-	-	13,446,324	12,852,293	1,952,164	-	-	-	594,031	
無形固定資産 (特定償却資産以外)	特許権	1,793,111	-	1,242,125	550,986	160,703	68,873	-	-	-	390,283	
	特仮勘定	1,595,195	135,170	-	1,730,365	-	-	-	-	-	1,730,365	
	ソフトウェア	72,324,432	-	2,581,950	69,742,482	63,721,987	5,124,130	-	-	-	6,020,495	
	電 話 加入権	96,000	-	-	96,000	-	-	-	-	-	96,000	
	計	75,808,738	135,170	3,824,075	72,119,833	63,882,690	5,193,003	-	-	-	8,237,143	
無形固定資産 合計	特許権	1,793,111	-	1,242,125	550,986	160,703	68,873	-	-	-	390,283	
	特仮勘定	1,595,195	135,170	-	1,730,365	-	-	-	-	-	1,730,365	
	ソフトウェア	85,770,756	-	2,581,950	83,188,806	76,574,280	7,076,294	-	-	-	6,614,526	
	電 話 加入権	96,000	-	-	96,000	-	-	-	-	-	96,000	
	計	89,255,062	135,170	3,824,075	85,566,157	76,734,983	7,145,167	-	-	-	8,831,174	
投資その他の資産	長期性金	-	100,000,000	-	100,000,000	-	-	-	-	-	100,000,000	

(注1) 特定償却資産の建物の当期増加額は、高圧ケーブル及びエアコン(本部棟、デザイン学部棟)の更新工事です。
(注2) 特定償却資産以外の建物の当期増加額は、学内建物屋根笠木塗装工事、渡り廊下スロープ設置工事、男子トイレ改修工事です。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	4,255,841	6,184,448	-	4,255,841	-	6,184,448	(注)
郵券等	86,657	42,100	-	86,657	-	42,100	
計	4,342,498	6,226,548	-	4,342,498	-	6,226,548	

(注) 貯蔵品は、大学PR用グッズ、貯蔵タンク内の重油、ガス漏れ検知管及び直管蛍光灯です。
また、郵券等は、郵便切手及びレターパックです。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
徴収不能引当金	535,800	-	535,800	-	-	
計	535,800	-	535,800	-	-	

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	12,091,632,943	-	-	12,091,632,943	
	計	12,091,632,943	-	-	12,091,632,943	
資本剰余金	資本剰余金					
	無償譲与	6,096,000	-	-	6,096,000	
	施設費	403,798,962	28,306,300	-	432,105,262	(注)
	計	409,894,962	28,306,300	-	438,201,262	
	損益外減価償却累計額	△ 4,976,903,371	△ 202,368,918	-	△ 5,179,272,289	
	損益外減損損失累計額	△ 150,370,705	-	-	△ 150,370,705	
	差引額	△ 4,717,379,114	△ 174,062,618	-	△ 4,891,441,732	

(注)当期増加額は、高圧ケーブル及びエアコン(本部棟、デザイン学部棟)の更新による固定資産の取得に伴うものです。

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

①積立金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
前中期目標期間繰越積立金	380,897,226	-	-	380,897,226	
教育研究の質の向上及び 組織運営の改善積立金	-	272,753,582	-	272,753,582	(注)
計	380,897,226	272,753,582	-	653,650,808	

(注)当期増加額は、前期末処分利益から積み立てられたものです。

②目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)－1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付金収益	資産見返 運営費交付金等	建設仮勘定見返 運営費交付金	特許権仮勘定見 返運営費交付金	小計	
令和2年度	128,244	2,118,408,000	2,087,476,266	23,307,446	△ 198,586	135,170	2,110,720,296	7,815,948
計	128,244	2,118,408,000	2,087,476,266	23,307,446	△ 198,586	135,170	2,110,720,296	7,815,948

(12)－2 運営費交付金収益

(単位:円)

区分	令和元年度交付分	令和2年度交付分	合計
期間進行基準	—	1,924,675,970	1,924,675,970
費用進行基準	128,244	162,672,052	162,800,296
計	128,244	2,087,348,022	2,087,476,266

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13)－1 施設費の明細 (単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘要
		資本剰余金	その他	
施設等整備事業費補助金	78,184,000	28,306,300	49,877,700	
計	78,184,000	28,306,300	49,877,700	

(注)その他は、費用相当額を収益と認識し、施設費収益に振り替えた額です。

(13)－2 補助金等の明細 (単位:円)

名称	交付元	経費 の別	期首 残高	当期 交付額	当期振替額		期末残高	摘要
					資産見返 補助金等	収益		
吉備の杜創造戦略プロジェクト 事業費(補助金)	文部科学省	直接経費	-	19,495,000	1,493,800	11,455,948	6,545,252	(注1) (高い専門性と幅広い人間力を 備え、多種多様な環境に対応で き、企業現場で即戦力となる「雑 草型リーダー」の育成を目指す 事業)
		間接経費	-	-	-	-	-	
研究拠点形成費(enPiT) 補助金	文部科学省	直接経費	-	3,626,000	-	3,626,000	-	
		間接経費	-	543,000	-	543,000	-	
岡山県授業料等免除費交付金	岡山県	直接経費	-	83,762,500	-	83,762,500	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	
岡山県立大学オンライン授業 通信機器補助金	岡山県	直接経費	-	8,978,810	-	8,978,810	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	
岡山県立大学修学支援 緊急補助金	岡山県	直接経費	-	19,830,000	-	19,830,000	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	
保育士養成施設連携強化 事業補助金	岡山県	直接経費	-	936,000	-	936,000	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	
新型コロナウイルス感染症 対策助成金	独立行政法人 日本学生支援 機構	直接経費	-	800,000	-	800,000	-	
		間接経費	-	-	-	-	-	
合 計		直接経費	-	137,428,310	1,493,800	129,389,258	6,545,252	
		間接経費	-	543,000	-	543,000	-	
		計	-	137,971,310	1,493,800	129,932,258	6,545,252	

(注1)期末残高6,545,252円は返還する予定の金額で、未払金残高へ含まれています。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円)

区分		報酬又は給与		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員(人)	金額	金額	支給人員(人)
役員	常勤	(16,676,020)	(1)	(2,410,612)	(-)	(-)
		27,750,538	2	4,513,253	-	-
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		570,000	3	-	-	-
	計	(16,676,020)	(1)	(2,410,612)	(-)	(-)
		28,320,538	5	4,513,253	-	-
教員	常勤	(1,282,256,622)	(153)	(272,436,400)	(161,072,953)	(11)
		1,302,263,282	156	274,873,191	161,072,953	11
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		44,011,610	45	93,046	-	-
	計	(1,282,256,622)	(153)	(272,436,400)	(161,072,953)	(11)
		1,346,274,892	201	274,966,237	161,072,953	11
職員	常勤	(137,088,517)	(28)	(30,161,131)	(1,727,343)	(1)
		248,558,523	43	54,439,324	1,727,343	1
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		147,902,697	66	21,177,771	-	-
	計	(137,088,517)	(28)	(30,161,131)	(1,727,343)	(1)
		396,461,220	109	75,617,095	1,727,343	1
合計	常勤	(1,436,021,159)	(182)	(305,008,143)	(162,800,296)	(12)
		1,578,572,343	201	333,825,768	162,800,296	12
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		192,484,307	114	21,270,817	-	-
	計	(1,436,021,159)	(182)	(305,008,143)	(162,800,296)	(12)
		1,771,056,650	315	355,096,585	162,800,296	12

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人岡山県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準について

公立大学法人岡山県立大学職員給与規程、公立大学法人岡山県立大学職員退職手当規程、公立大学法人岡山県立大学特任教員に関する給与支給細則、公立大学法人岡山県立大学特定事務職員給与規程及び公立大学法人岡山県立大学有期雇用職員給与規程に基づき支給しています。

(注3) 役員及び教職員に対する報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しています。

(注4) 期末現在の役員の人数は7名です。

(注5) ()は承継職員等に係る金額及び支給人員で内数です。

(注6) 上記明細には、受託研究費、共同研究費、受託事業費及び間接経費を財源とするアルバイト等の人件費及び審議会委員の報酬は含まれていません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

業務費			
教育経費			
消耗品費	76,780,975		
備品費	13,246,155		
印刷製本費	9,147,003		
水道光熱費	31,304,023		
旅費交通費	2,687,806		
通信運搬費	3,103,513		
賃借料	183,504,141		
保守費	42,244,188		
修繕費	6,191,922		
広告宣伝費	4,367,000		
行事費	1,595,000		
諸会費	1,981,346		
報酬・委託・手数料	74,009,992		
奨学金	116,135,100		
減価償却費	45,294,261		
雑費	12,927,068		
その他	107,590		
		624,627,083	
研究経費			
消耗品費	65,690,717		
備品費	28,847,376		
印刷製本費	1,854,649		
水道光熱費	9,702,695		
旅費交通費	1,868,459		
通信運搬費	1,638,238		
賃借料	2,242,806		
保守費	5,817,830		
修繕費	2,385,054		
諸会費	6,867,466		
報酬・委託・手数料	22,402,475		
減価償却費	8,741,681		
その他	285,728		
		158,345,174	
教育研究支援経費			
消耗品費	4,861,429		
水道光熱費	4,047,419		
賃借料	6,032,780		
保守費	2,481,614		
報酬・委託・手数料	15,663,386		
減価償却費	1,087,368		
図書費	1,205,527		
その他	696,630		
		36,076,153	
受託研究費			
教職員人件費	1,619,800		
消耗品費	3,465,845		
備品費	4,022,289		
報酬・委託・手数料	20,381,574		
その他	1,045,408		
		30,534,916	
共同研究費			
消耗品費	6,463,082		
備品費	3,912,026		
報酬・委託・手数料	3,512,008		
減価償却費	1,162,260		
その他	1,216,852		
		16,266,228	
受託事業費			
報酬・委託・手数料	10,484,480		
その他	413,565		
		10,898,045	
役員人件費			
報酬	20,265,904		
賞与	8,054,634		
法定福利費	4,513,253		
		32,833,791	
教員人件費			
常勤教員給与			
給与	953,790,438		
賞与	348,472,844		
退職給付費用	161,072,953		
法定福利費	274,873,191		
		1,738,209,426	
非常勤教員給与			
給与	44,011,610		
法定福利費	93,046		
		44,104,656	
職員人件費			
常勤職員給与			
給与	187,907,491		
賞与	60,651,032		
退職給付費用	1,727,343		
法定福利費	54,439,324		
		304,725,190	
非常勤職員給与			
給与	147,902,697		
法定福利費	21,177,771		
		169,080,468	
		473,805,658	

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

一般管理費		
消耗品費	16,590,493	
備品費	6,268,543	
印刷製本費	2,984,291	
水道光熱費	24,596,780	
旅費交通費	1,199,084	
通信運搬費	3,856,047	
賃借料	31,965,374	
福利厚生費	1,981,118	
保守費	73,332,955	
修繕費	60,359,541	
損害保険料	9,393,550	
広告宣伝費	1,316,089	
諸会費	1,818,418	
報酬・委託・手数料	94,257,469	
租税公課	6,269,400	
減価償却費	25,353,012	
その他	<u>462,789</u>	362,004,953

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(17) 寄附金の明細

(単位:円)

区 分	当期受入額	件数	摘要
岡山県立大学	41,180,730	213	現物寄附14,094,148 (171件)
合 計	41,180,730	213	

(18) 受託研究の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体(設立団体)	直接経費	-	1,815,455	1,815,455	-
	間接経費	-	181,545	181,545	-
地方公共団体(設立団体以外)	直接経費	-	-	-	-
	間接経費	-	-	-	-
国	直接経費	-	300,000	300,000	-
	間接経費	-	90,000	90,000	-
独立行政法人・国立大学法人	直接経費	6,786,842	22,022,000	26,779,802	2,029,040
	間接経費	-	5,994,000	5,994,000	-
株式会社等	直接経費	-	1,638,000	728,000	910,000
	間接経費	-	162,000	162,000	-
その他	直接経費	-	400,000	400,000	-
	間接経費	-	40,000	40,000	-
合計	直接経費	6,786,842	26,175,455	30,023,257	2,939,040
	間接経費	0	6,467,545	6,467,545	0

(19) 共同研究の明細

(単位:円)

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
地方公共団体(設立団体以外)	直接経費	-	743,200	725,000	18,200
	間接経費	-	73,800	73,800	-
独立行政法人・国立大学法人	直接経費	-	160,000	-	160,000
	間接経費	-	16,000	16,000	-
株式会社等	直接経費	6,350,669	12,955,500	14,885,102	4,421,067
	間接経費	-	1,287,300	1,287,300	-
その他	直接経費	-	100,100	-	100,100
	間接経費	-	9,900	9,900	-
合計	直接経費	6,350,669	13,958,800	15,610,102	4,699,367
	間接経費	0	1,387,000	1,387,000	0

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(20) 受託事業等の明細

(単位:円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方公共団体(設立団体)	直接経費	-	9,091,000	9,091,000	-
	間接経費	-	909,000	909,000	-
地方公共団体(設立団体以外)	直接経費	732,857	280,000	1,012,857	-
	間接経費	-	-	-	-
合計	直接経費	732,857	9,371,000	10,103,857	0
	間接経費	0	909,000	909,000	0

(21) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円)

種 目	当期受入額	件数		摘要
若手研究	(10,100,000) 3,030,000	13		
基盤研究 A	(320,000) 96,000	1		
基盤研究 B	(8,410,000) 2,523,000	9		
基盤研究 C	(44,626,917) 13,321,502	82		
挑戦的萌芽研究	(500,000) 150,000	1		
新学術領域	(4,300,000) 1,290,000	2		
研究成果公開促進費	(1,000,000) -	1		
研究活動スタート支援	(1,100,000) 330,000	1		
合 計	(70,356,917) 20,740,502	110		

(注) 間接経費相当額を記入し、直接経費相当額については、外数として()内に表示しています。

なお、当期受入額は、年度内の転入及び分担金の入金額を加算し、転出及び分担者への送金額を差引した金額です。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金の明細

(単位:円)

区分	期末残高	備考
現金	61,732	
普通預金	960,761,225	(注)
定期預金	80,190,590	
計	1,041,013,547	

(注) 普通預金には、預り科学研究費補助金等を含みます。

資産見返運営費交付金等の明細

(単位:円)

区分	期末残高	備考
建物	159,676,172	
建物附属設備	96,584,743	
構築物	9,792,235	
機械装置	899,945	
工具器具備品	28,418,717	
図書	220,837,143	
特許権	390,283	
ソフトウェア	4,367,259	
計	520,966,497	

資産見返物品受贈額の明細

(単位:円)

区分	期末残高	備考
構築物	32,549,025	
工具器具備品	49	
図書	1,006,283,965	
計	1,038,833,039	

未払金の明細

(単位:円)

区分	期末残高	備考
物件費	217,239,165	
人件費	183,562,876	
固定資産購入費	7,949,722	
リース債務	1,007,731	1年以内に支払期限の到来するものを計上しています。
計	409,759,494	

(23) 関連公益法人等に関する明細

該当事項はありません。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

◎ 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター公告第一号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定により、地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの令和二年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和三年九月二十八日

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

理事長 中 島 豊 爾

財 務 諸 表

令和2年度
(第14期事業年度)

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

目 次

貸 借 対 照 表	1
損 益 計 算 書	3
キャッシュ・フロー計算書	4
利益の処分に関する書類	5
行政サービス実施コスト計算書	6
注 記 事 項	7
附 属 明 細 書	
(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第85特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88特定施設である有形固定資産の除却費用等の会計処理」による損益外減価償却費相当額も含む。)並びに減損損失の明細	10
(2) た な 卸 資 産 の 明 細	11
(3) 有 価 証 券 の 明 細	11
(4) 長 期 貸 付 金 の 明 細	12
(5) 移 行 前 地 方 債 償 還 債 務 の 明 細	13
(6) 引 当 金 の 明 細	13
(7) 資 本 金 及 び 資 本 剰 余 金 の 明 細	14
(8) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	14
(9) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細	15
(10) 運営費負担金以外の地方公共団体等からの財源措置の明細	15
(11) 役 員 及 び 職 員 の 給 与 の 明 細	16
(12) 開 示 す べ き セ グ メ ン ト 情 報	17
(13) 医 業 費 用 及 び 一 般 管 理 費 の 明 細	18
(14) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	20

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

貸借対照表 (令和3年3月31日)

(単位：円)

資産の部				
Ⅰ 固定資産				
1 有形固定資産				
土地			2,111,587,291	
建物	6,517,624,365			
減価償却累計額	△ 2,265,545,348		4,252,079,017	
構築物	<u>167,990,081</u>			
減価償却累計額	△ 130,541,119		37,448,962	
車両運搬具	<u>6,749,445</u>			
減価償却累計額	△ 6,575,525		173,920	
工具器具備品	<u>712,979,776</u>			
減価償却累計額	△ 595,688,405		117,291,371	
有形固定資産合計			<u>6,518,580,561</u>	
2 無形固定資産				
ソフトウェア			16,682,512	
電話加入権			45,000	
無形固定資産合計			<u>16,727,512</u>	
3 投資その他の資産				
投資有価証券			300,359,515	
職員長期貸付金			400,240	
長期前払費用			11,466,300	
差入保証金			74,000	
投資その他の資産合計			<u>312,300,055</u>	
固定資産合計				6,847,608,128
Ⅱ 流動資産				
現金及び預金			2,316,225,501	
医業未収金	603,189,777			
貸倒引当金	<u>△ 10,024,884</u>		593,164,893	
未収入金			176,982,886	
医薬品			11,637,758	
診療材料			9,465,036	
貯蔵品			1,728,933	
前払費用			10,836,407	
職員短期貸付金			235,920	
立替金			<u>4,230,686</u>	
流動資産合計				<u>3,124,508,020</u>
資産合計				<u>9,972,116,148</u>

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

貸借対照表 (令和3年3月31日)

(単位：円)

負債の部				
I 固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費負担金	519,189			
資産見返補助金等	168,852,513	169,371,702		
移行前地方債償還債務		3,312,782,578		
引当金				
退職給付引当金	651,946,663	651,946,663		
固定負債合計			4,134,100,943	
II 流動負債				
一年以内返済予定移行前		288,942,008		
地方債償還債務				
未払金		169,305,344		
未払費用		32,152,894		
未払消費税等		2,421,600		
預り金		12,757,392		
引当金				
賞与引当金	146,764,084	146,764,084		
流動負債合計			652,343,322	
負債合計				4,786,444,265
純資産の部				
I 資本金				
設立団体出資金		1,202,336,883		
資本金合計			1,202,336,883	
II 資本剰余金				
資本剰余金		1,851,739,334		
資本剰余金合計			1,851,739,334	
III 利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金		1,038,112,470		
組織運営及び施設整備改善目的積立金		630,959,336		
当期未処分利益		462,523,860		
(うち当期総利益)		(462,523,860)		
利益剰余金合計			2,131,595,666	
純資産合計				5,185,671,883
負債純資産合計				9,972,116,148

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

損益計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：円)

営業収益			
医業収益		3,374,777,135	
運営費負担金収益		700,599,000	
補助金等収益		145,111,921	
寄附金収益		366,000	
資産見返運営費負担金戻入		3,922	
資産見返補助金等戻入		8,710,182	
受託収入		73,196,576	
営業収益合計			4,302,764,736
営業費用			
医業費用			
給与費	2,402,756,327		
材料費	315,891,156		
減価償却費	189,611,058		
経費	655,612,796		
研究研修費	6,304,076	3,570,175,413	
一般管理費			
給与費	212,666,146		
減価償却費	18,930,740		
経費	92,768,518	324,365,404	
営業費用合計			3,894,540,817
営業利益			408,223,919
営業外収益			
運営費負担金収益		35,761,000	
財務収益			
受取利息	2,229,693	2,229,693	
その他雑益		4,796,886	
営業外収益合計			42,787,579
営業外費用			
財務費用			
支払利息	39,498,865	39,498,865	
共済追加費用負担金		38,753,100	
営業外費用合計			78,251,965
経常利益			372,759,533
臨時利益			
退職給付引当金戻入		175,549,440	
			175,549,440
臨時損失			
固定資産除却損		74,914,925	
その他臨時損失		10,870,188	85,785,113
当期純利益			462,523,860
当期総利益			462,523,860

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

キャッシュ・フロー計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
材料の購入による支出	△ 319,030,210
人件費支出	△ 2,517,911,970
その他の業務支出	△ 812,494,835
医業収入	3,315,260,323
運営費負担金収入	736,360,000
受託収入	75,231,760
補助金等収入	32,262,921
寄附金収入	366,000
小計	510,043,989
利息の受取額	2,357,000
利息の支払額	△ 39,628,092
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>472,772,897</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 35,513,360
有形固定資産の解体撤去費用にかかる支出	△ 56,980,000
職員貸付金の回収による収入	343,920
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 92,149,440</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
移行前地方債償還債務の償還による支出	△ 286,031,636
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 286,031,636</u>
IV 資金増減額	94,591,821
V 資金期首残高	2,221,633,680
VI 資金期末残高	<u>2,316,225,501</u>

利益の処分にに関する書類

(単位：円)

科 目	金 額	
I 当期末処分利益	462, 523, 860	
当期総利益	462, 523, 860	
II 利益処分額		
組織運営及び施設整備改善目的積立金	<u>462, 523, 860</u>	<u><u>462, 523, 860</u></u>

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

行政サービス実施コスト計算書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額		
I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
医業費用	3,570,175,413		
一般管理費	324,365,404		
営業外費用	78,251,965		
臨時損失	85,785,113	4,058,577,895	
(2) (控除) 自己収入等			
医業収益	△ 3,374,777,135		
受託収入	△ 73,196,576		
寄付金収益	△ 366,000		
営業外収益	△ 7,026,579		
臨時利益	△ 175,549,440	△ 3,630,915,730	
業務費用合計 (うち減価償却充当補助金相当額)			427,662,165 (8,714,104)
II 機会費用			
地方公共団体出資の機会費用	1,442,804		1,442,804
III 行政サービス実施コスト			429,104,969

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

注記事項

I 重要な会計方針

1. 運営費負担金収益の計上基準

病院の運営に要する経費、基礎年金拠出金の公的負担に要する経費については、期間進行基準を採用しております。

移行前地方債元金利息償還金、建設改良に要する経費及び研究研修に要する経費については、費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 36～39年

構 築 物 7～27年

車 両 運 搬 具 6～9年

工 具 器 具 備 品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 退職給付引当金の計上基準

財源措置されない職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合）の見込額に基づき計上しております。

また、役員については、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. 賞与引当金の計上基準

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）

7. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 医薬品 先入先出法に基づく低価法

(2) 診療材料 同上

8. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

岡山県出資の機会費用の計算に使用した利率については、10年利付国債の令和3年3月末における利回りを参考に0.12%で計算しております。

9. リース取引の処理方法

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3,000,000円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

II キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定
資金期末残高

2,316,225,501円

2,316,225,501円

2. 重要な非資金取引

該当ありません。

III オペレーティング・リース取引関係

該当ありません。

IV 行政サービス実施コスト計算書関係

該当ありません。

V 重要な債務負担行為

該当ありません。

VI 重要な後発事象

該当ありません。

VII 金融商品の時価等の開示に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債及び地方債に限定し、資金調達については設立団体である岡山県からの借入に限定しております。

資金運用に当たっては地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第43条（余裕金の運用）並びに地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第5条及び第6条に基づき運用しており、株式等は保有していません。

また、医業未収金は、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター会計事務取扱細則に沿ってリスク管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

開示科目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	300,359,515	306,262,200	5,902,685
(2) 現金及び預金	2,316,225,501	2,316,225,501	0
(3) 医業未収金	603,189,777		
貸倒引当金（※2）	△ 10,024,884		
	593,164,893	593,164,893	0
資産計	3,209,749,909	3,215,652,594	5,902,685
(1) 移行前地方債償還債務（※3）	(3,601,724,586)	(3,802,096,872)	(200,372,286)
(2) 未払金	(169,305,344)	(169,305,344)	0
負債計	(3,771,029,930)	(3,971,402,216)	(200,372,286)

（※1） 負債に計上されているものは（ ）で示しております。

（※2） 医業未収金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3） 一年以内返済予定の債務を含めております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 投資有価証券

取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 現金及び預金、(3) 医業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、医業未収金のうち貸倒懸念債権等については、回収見込額等により時価を算定しております。

負 債

(1) 移行前地方債償還債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

Ⅷ 賃貸不動産の時価等の開示に関する事項
該当ありません。

Ⅸ 退職給付に係る事項

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	725,732,714
退職給付費用	136,809,330
退職給付引当金の戻入額	△ 175,549,440
退職給付の支払額	△ 35,045,941
期末における退職給付引当金	<u>651,946,663</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	136,809,330
----------------	-------------

X 固定資産の減損に係る事項

1. 固定資産のグルーピング方法

当法人は単独の病院事業のみを運営しているため、全体で一つの資産グループとしております。

2. 共用資産の概要及び減損の兆候の把握等における取扱い方法

該当ありません。

令和３年９月２８日 岡山県公報 第１２３３１号

附属明細書

（１）固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第８５特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第８８特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却費相当額も含む。）並びに減損損失の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末残高	摘要
						当期償却額		当期損益内		当期損益外		
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	6,526,531,365	15,015,000	23,922,000	6,517,624,365	2,265,545,348	172,787,832	0	0	0	4,252,079,017	
	構築物	167,990,081	0	0	167,990,081	130,541,119	4,292,115	0	0	0	37,448,962	
	車両運搬具	6,749,445	0	0	6,749,445	6,575,525	0	0	0	0	173,920	
	工具器具備品	678,964,099	34,015,677	0	712,979,776	595,688,405	27,313,525	0	0	0	117,291,371	
	計	7,380,234,990	49,030,677	23,922,000	7,405,343,667	2,998,350,397	204,393,472	0	0	0	4,406,993,270	
非償却資産	土地	2,111,587,291	0	0	2,111,587,291	0	0	0	0	0	2,111,587,291	
	計	2,111,587,291	0	0	2,111,587,291	0	0	0	0	0	2,111,587,291	
有形固定資産合計	土地	2,111,587,291	0	0	2,111,587,291	0	0	0	0	0	2,111,587,291	
	建物	6,526,531,365	15,015,000	23,922,000	6,517,624,365	2,265,545,348	172,787,832	0	0	0	4,252,079,017	
	構築物	167,990,081	0	0	167,990,081	130,541,119	4,292,115	0	0	0	37,448,962	
	車両運搬具	6,749,445	0	0	6,749,445	6,575,525	0	0	0	0	173,920	
	工具器具備品	678,964,099	34,015,677	0	712,979,776	595,688,405	27,313,525	0	0	0	117,291,371	
	計	9,491,822,281	49,030,677	23,922,000	9,516,930,958	2,998,350,397	204,393,472	0	0	0	6,518,580,561	
無形固定資産	ソフトウェア	201,674,583	3,384,040	0	205,058,623	188,376,111	4,148,326	0	0	0	16,682,512	
	電話加入権	45,000	0	0	45,000	0	0	0	0	0	45,000	
	計	201,719,583	3,384,040	0	205,103,623	188,376,111	4,148,326	0	0	0	16,727,512	
投資その他の資産	投資有価証券	300,479,965	0	120,450	300,359,515	0	0	0	0	0	300,359,515	
	職員長期貸付金	636,160	0	235,920	400,240	0	0	0	0	0	400,240	
	長期前払費用	3,304,800	11,909,700	3,748,200	11,466,300	0	0	0	0	0	11,466,300	
	差入保証金	74,000	0	0	74,000	0	0	0	0	0	74,000	
	計	304,494,925	11,909,700	4,104,570	312,300,055	0	0	0	0	0	312,300,055	

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(2) たな卸資産の明細

(単位：円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
医 薬 品	10,000,801	188,254,704	0	186,169,200	448,547	11,637,758	
診療材料	5,581,607	30,200,739	0	26,281,723	35,587	9,465,036	
貯 蔵 品	2,000,040	60,816	0	331,923	0	1,728,933	
計	17,582,448	218,516,259	0	212,782,846	484,134	22,831,727	

(注) 当期減少額のその他には、期限切れによる廃棄又は滅失した資産を記載しております。

(3) 有価証券の明細

投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：円)

満期保有目的債券	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に 含まれた評価差額	摘要
	第62回 利付国債	199,700,000	200,000,000	199,936,775	0	
	第1回 岡山市公募公債	101,432,000	100,000,000	100,422,740	0	
貸借対照表 計上額合計				300,359,515		

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(4) 長期貸付金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額	償却額		
職員長期貸付金	636,160	0	235,920	0	400,240	(注)
計	636,160	0	235,920	0	400,240	

(注) 当期減少額の回収額は、短期への振替分であります。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(5) 移行前地方債償還債務の明細

(単位：円)

銘 柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利 率	償還期限	摘 要
公営企業金融公庫	63,115,178	0	5,708,423	57,406,755	2.20%	令和12年3月20日	
〃	336,488,540	0	28,573,812	307,914,728	1.35%	令和13年3月20日	
財政融資資金	439,618,635	0	31,442,850	408,175,785	1.20%	令和15年3月1日	
〃	1,030,403,117	0	70,768,560	959,634,557	0.60%	令和16年3月1日	
公営企業金融公庫	676,930,275	0	50,730,388	626,199,887	1.90%	令和14年3月20日	
中国銀行	122,000,000	0	24,400,000	97,600,000	0.18%	令和7年3月25日	
公営企業金融公庫	451,539,947	0	28,248,391	423,291,556	2.00%	令和16年3月20日	
財政融資資金	758,739,297	0	45,628,772	713,110,525	0.10%	令和18年9月25日	
公営企業金融公庫	8,921,233	0	530,440	8,390,793	2.15%	令和16年9月20日	
計	3,887,756,222	0	286,031,636	3,601,724,586			

(6) 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	725,732,714	136,809,330	35,045,941	175,549,440	651,946,663	(注) 1
賞与引当金	139,337,559	146,764,084	139,337,559	0	146,764,084	
貸倒引当金	9,962,108	10,024,884	665,858	9,296,250	10,024,884	(注) 2
計	875,032,381	293,598,298	175,049,358	184,845,690	808,735,631	

(注) 1 退職給付引当金の当期減少額その他には、勧奨制度廃止による戻入額を記載しております。

(注) 2 貸倒引当金の当期減少額その他には、洗替による戻入額を記載しております。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(7) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	岡山県出資金	1,202,336,883	0	0	1,202,336,883	
	計	1,202,336,883	0	0	1,202,336,883	
資本剰余金	資本剰余金					
	岡山県無償譲与	13,398,358	0	0	13,398,358	
	目的積立金	1,785,926,259	52,414,717	0	1,838,340,976	固定資産の取得
	計	1,799,324,617	52,414,717	0	1,851,739,334	

(8) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

①積立金及び目的積立金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
前中期目標期間繰越積立金	1,090,527,187	0	52,414,717	1,038,112,470	(注) 1
組織運営及び施設整備改善目的積立金	443,923,215	187,036,121	0	630,959,336	(注) 2
計	1,534,450,402	187,036,121	52,414,717	1,669,071,806	

(注) 1 当期減少額は、中期計画で定める剰余金の使途に沿った事業を行うため、
前中期目標期間繰越積立金を取り崩した額52,414,717円を記載しております。

(注) 2 当期増加額は、前期末処分利益の振替額を記載しております。

②目的積立金の取崩しの明細

(単位：円)

区 分	金額	摘 要
その他	前中期目標期間繰越積立金	施設整備・改善に充てた資産の購入
	計	52,414,717

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(9) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細

①運営費負担金債務

(単位：円)

交付年度	期首残高	負担金 当期交付額	当 期 振 替 額				期末残高
			運営費負担金 収 益	資 産 見 返 運営費負担金	資本剰余金	小 計	
令和2年度		736,360,000	736,360,000	0	0	736,360,000	0
合 計		736,360,000	736,360,000	0	0	736,360,000	0

②運営費負担金収益

(単位：円)

業務等区分	令和2年度支給分	合 計
期間進行基準	508,032,000	508,032,000
費用進行基準	228,328,000	228,328,000
合 計	736,360,000	736,360,000

(10) 運営費負担金以外の地方公共団体等からの財源措置の明細

補助金等の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左 の 会 計 処 理 内 訳					摘 要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金	1,315,221	0	0	0	0	1,315,221	
岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金	30,146,000	0	0	0	0	30,146,000	
岡山県新型コロナウイルス感染症入院患者受入支援給付金	17,500,000	0	0	0	0	17,500,000	
岡山県新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者危険手当補助金	2,115,000	0	0	0	0	2,115,000	
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備費補助金	8,991,000	0	8,585,000	0	0	406,000	
岡山県新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業費補助金	50,566,000	0	566,000	0	0	50,000,000	
入院受入医療機関緊急支援事業補助金	20,322,000	0	0	0	0	20,322,000	
インフルエンザ流行期における救急・周産期・小児医療機関体制確保事業	22,000,000	0	0	0	0	22,000,000	
岡山市ICT退院支援等環境整備補助金	276,000	0	0	0	0	276,000	
被ばく線量低減設備改修等補助金	31,700					31,700	
合 計	154,262,921	0	9,151,000	0	0	145,111,921	

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(11) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員
役 員	28,300 (720)	2 (6)	0 (0)	0 (0)
職 員	1,883,252 (108,475)	303 (51)	29,280 (0)	16 (0)
合 計	1,911,552 (109,195)	305 (57)	29,280 (0)	16 (0)

(注1) 支給額及び支給人員

臨時的任用職員・非常勤役職員については、外数として()内に記載しております。

また、支給人員については平均支給人数で記載しております。

常勤役員のうち1名は、役員報酬等規程第2条第2項(職員給与規程適用者)により役員報酬を支給しておらず、職員の支給人員に含まれております。

(注2) 役員報酬基準及び職員給与基準の概要

役員報酬については、「地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員報酬等規程」に基づき支給しております。

職員については、「地方独立行政法人岡山県精神科医療センター職員給与規程」及び「地方独立行政法人岡山県精神科医療センター非常勤職員給与規程」に基づき支給しております。

(注3) 法定福利費

上記明細には法定福利費は含めておりません。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(12)開示すべきセグメント情報

(単位:円)

区 分		岡山県精神科医療センター	東古松サント診療所	計	法人本部	合計	
営業収益		4,146,842,110	153,426,438	4,300,268,548	2,496,188	4,302,764,736	
	医業収益	3,223,223,782	151,553,353	3,374,777,135	0	3,374,777,135	
	運営費負担金収益	698,023,577	79,235	698,102,812	2,496,188	700,599,000	
	資産見返負債戻入	7,920,254	793,850	8,714,104	0	8,714,104	
	受託収入	73,196,576	0	73,196,576	0	73,196,576	
	その他営業収益	144,477,921	1,000,000	145,477,921	0	145,477,921	
営業費用		3,710,776,858	139,133,521	3,849,910,379	44,630,438	3,894,540,817	
	医業費用	3,436,054,025	134,121,388	3,570,175,413	0	3,570,175,413	
	一般管理費	274,722,833	5,012,133	279,734,966	44,630,438	324,365,404	
営業損益		436,065,251	14,292,917	450,358,168	△ 42,134,249	408,223,919	
営業外収益		39,734,788	395,199	40,129,987	2,657,592	42,787,579	
	運営費負担金収益	34,939,161	393,940	35,333,101	427,899	35,761,000	
	その他営業外収益	4,795,627	1,259	4,796,886	2,229,693	7,026,579	
営業外費用		76,267,620	1,634,167	77,901,786	350,179	78,251,965	
	財務費用	39,498,865	0	39,498,865	0	39,498,865	
	その他営業外費用	36,768,755	1,634,167	38,402,921	350,179	38,753,100	
経常損益		399,532,419	13,053,949	412,586,368	△ 39,826,835	372,759,533	
総資産		7,195,736,951	460,153,696	7,655,890,647	2,316,225,501	9,972,116,148	
(主要資産内訳)							
	固定資産	有形固定資産	6,089,258,655	429,321,906	6,518,580,561	0	6,518,580,561
	流動資産	現金及び預金	0	0	0	2,316,225,501	2,316,225,501
		医業未収金	568,680,516	24,484,377	593,164,893	0	593,164,893

(注)セグメントの区分については、当法人の施設に応じ、「岡山県精神科医療センター」、「東古松サント診療所」に区分しております。

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(13) 医業費用及び一般管理費の明細

(単位：円)

科 目	金 額	
医業費用		
給与費		
給料	988,660,517	
手当	429,790,325	
賞与	282,830,645	
賞与引当金繰入額	140,652,597	
賃金	74,123,815	
報酬	2,120,961	
退職給付費用	124,364,565	
法定福利費	360,212,902	2,402,756,327
材料費		
薬品費	210,440,468	
診療材料費	37,095,077	
たな卸資産減耗費	484,134	
給食材料費	67,871,477	315,891,156
減価償却費		
建物減価償却費	161,148,773	
構築物減価償却費	609,052	
工具器具備品減価償却費	24,063,458	
無形固定資産減価償却費	3,789,775	189,611,058
経費		
委託料	300,727,408	
賃借料	37,911,524	
報償費	621,714	
修繕費	53,751,666	
燃料費	1,661,746	
保険料	3,117,660	
地代家賃	2,127,600	
厚生福利費	8,067,681	
旅費交通費	3,048,412	
職員被服費	9,233,312	
通信運搬費	58,738,960	
会議費	551,797	
図書費	1,342,791	
印刷製本費	4,297,627	
消耗品費	18,467,315	
消耗備品費	3,437,310	
光熱水費	126,687,933	
諸会費	3,185,950	
租税公課	4,453,196	
貸倒引当金繰入額	728,634	
雑費	13,452,560	655,612,796
研究研修費		
研究材料費	912,736	
消耗品費	1,126,344	
消耗備品費	77,935	
謝金	211,598	
図書費	2,732,185	
旅費	200	
委託料	434,884	
研究雑費	808,194	6,304,076
医業費用合計		3,570,175,413

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(単位：円)

科 目	金 額	
一般管理費		
給与費		
給料	81,359,387	
手当	17,621,214	
賞与	12,627,452	
賞与引当金繰入額	6,111,487	
賃金	34,552,214	
役員報酬	29,198,800	
報酬	200,000	
退職給付費用	12,444,765	
法定福利費	18,550,827	212,666,146
減価償却費		
建物減価償却費	11,639,059	
構築物減価償却費	3,683,063	
工具器具備品減価償却費	3,250,067	
無形固定資産減価償却費	358,551	18,930,740
経費		
委託料	62,141,040	
賃借料	829,643	
報償費	857,739	
修繕費	7,326,448	
燃料費	6,000	
保険料	1,376,850	
厚生福利費	1,166	
旅費交通費	282,375	
職員被服費	28,380	
通信運搬費	740,520	
会議費	70,493	
印刷製本費	2,071,180	
消耗品費	2,966,431	
図書費	242,805	
消耗備品費	358,307	
諸会費	63,200	
租税公課	3,675,604	
雑費	9,730,337	92,768,518
一般管理費合計		324,365,404

令和3年9月28日 岡山県公報 第12331号

(14) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(現金及び預金の内訳)

(単位：円)

区 分	期末残高	備 考
現金	4,871,812	
普通預金	2,311,353,689	
合 計	2,316,225,501	

(医業未収金)

(単位：円)

区 分	期末残高	備 考
入院未収金	483,099,490	うち診療報酬分（公費負担） 449,528,602円
外来未収金	107,490,283	うち診療報酬分（公費負担） 106,848,293円
その他未収金	12,600,004	
合 計	603,189,777	

(未収入金)

(単位：円)

区 分	期末残高	備 考
受託収入未収金	52,343,035	
補助金未収金	122,000,000	
その他	2,639,851	
合 計	176,982,886	

(未払金)

(単位：円)

区 分	期末残高	備 考
人件費（退職手当等）	50,149,085	
材料購入による未払金	22,152,187	
その他	97,004,072	
合 計	169,305,344	